

令和7年4月



令和7～16年

(2025-2034)

大和高田市下水道事業 経営戦略

「笑顔の花咲くまち 大和高田」

大和高田市環境建設部下水道課
〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4
電話：0745-22-1101（代表）

目次

目次	2
第1章 はじめに	3
1. 経営戦略とは	3
2. 計画期間	3
第2章 下水道事業の現状と課題	5
1. 事業の現況	5
2. 民間活力等の活用等	13
3. 経営比較分析表を活用した現状分析	14
第3章 将来の事業環境	20
1. 処理区域内人口の予測	20
2. 有収水量の予測	22
3. 使用料収入の見通し	23
4. 施設の見通し	24
5. 組織の見通し	26
第4章 経営の基本方針	27
1. 経営理念	27
2. 基本方針	28
第5章 投資・財政計画	30
1. 投資・財政計画（収支計画）	30
2. 策定にあたっての説明	34
3. 未反映の取組みや今後検討予定の取組み	37
第6章 経費回収率の向上に向けたロードマップ	39
1. 国土交通省による要請	39
2. 経費回収率の向上に向けたロードマップ	39
第7章 経営戦略の事後検証、改定等	40
1. 進捗管理（モニタリング）の考え方	40
2. 見直し（ローリング）の考え方	40
第8章 参考資料	42
1. 用語集	42
2. 財務指標	45

第1章 はじめに

1. 経営戦略とは

大和高田市の下水道事業は、昭和28年に合流式下水道として計画され、昭和42年まで単独公共下水道として事業を行っていました。その後、昭和54年1月の都市計画決定の変更を受け、大和川上流・宇陀川流域下水道の流域関連公共下水道として、計画的に事業を進めてきました。

現在、大和高田市公共下水道の全体計画面積は約1,606haであり、そのうち約806haの区域について事業計画区域に位置付けています。また、令和5年度末で整備率が65.3%、下水道処理人口普及率は約62%と整備が遅れています。

全国的な公営企業を取り巻く環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取り組みが求められています。また今後は、物価の高騰により工事費への影響が大きくなり、財源の確保が急務となっています。

大和高田市の下水道事業も同様の問題を抱えています。令和2年3月「大和高田市人口ビジョン」によると、令和2年の約6万人から40年後には約2.4万人へ減少が見込まれています。また老朽化した管などの施設の更新や耐震化、下水道処理人口普及率を現状の約62%から整備をさらに推進するための新規建設工事など、多額の設備投資が見込まれています。

将来的な財源不足・投資増大に向け、より財務状態・経営成績を明瞭に表示・分析するため、従来の官公庁会計から移行を行い、平成29年4月に地方公営企業法を適用いたしました。

そして経営環境が厳しさを増す中であっても、下水道事業を安定的に継続できるよう、「経営戦略」を総務省の要請に基づき、令和3年3月に初めて本市下水道事業において策定いたしました。これにより中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが可能となります。

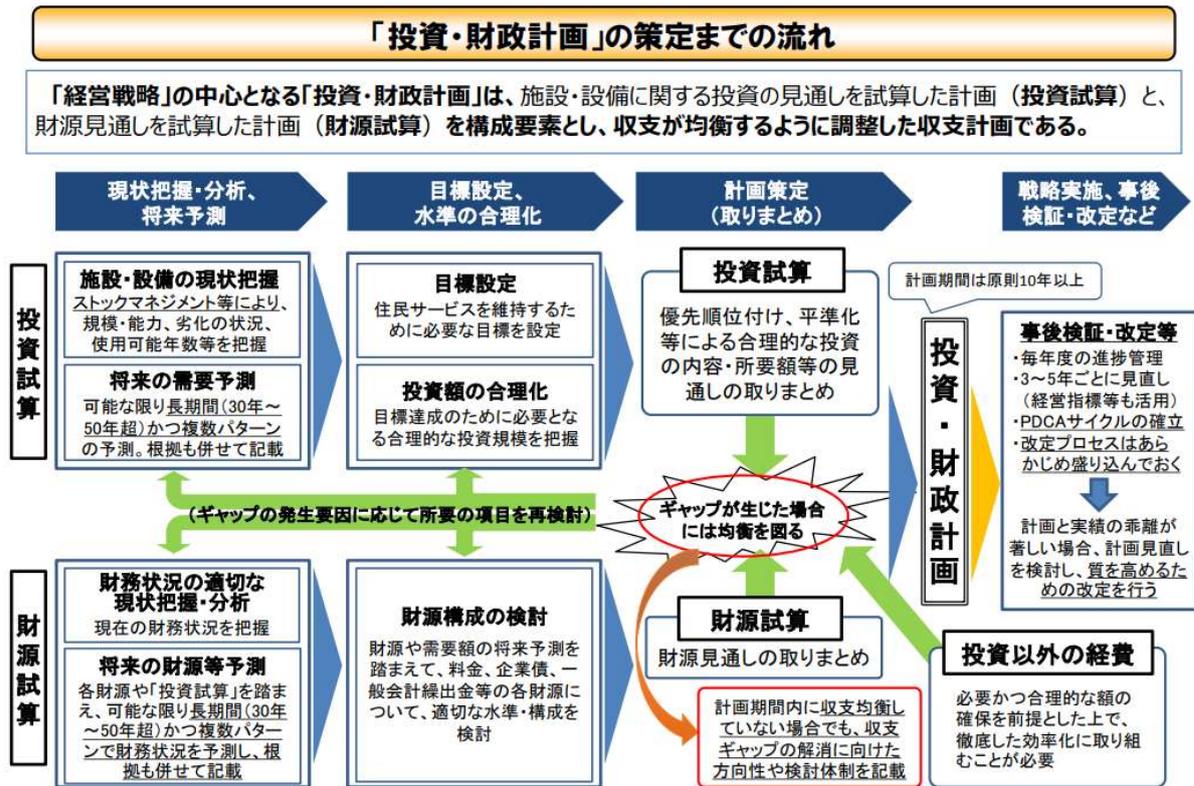
「経営戦略」とは、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（以下「投資試算」という。）と、財源の見通しを試算した計画（以下「財源試算」という。）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画です。

当経営戦略は「経営戦略改定」を5年ごとに行うという計画のもと、令和7年3月に事業の見直しや環境の変化などを見直したものです。今後も毎年度、この「経営戦略」の進捗を確認し、定期的な見直しを行って、環境の変化に対応し、安定的な事業の継続を目指してまいります。

2. 計画期間

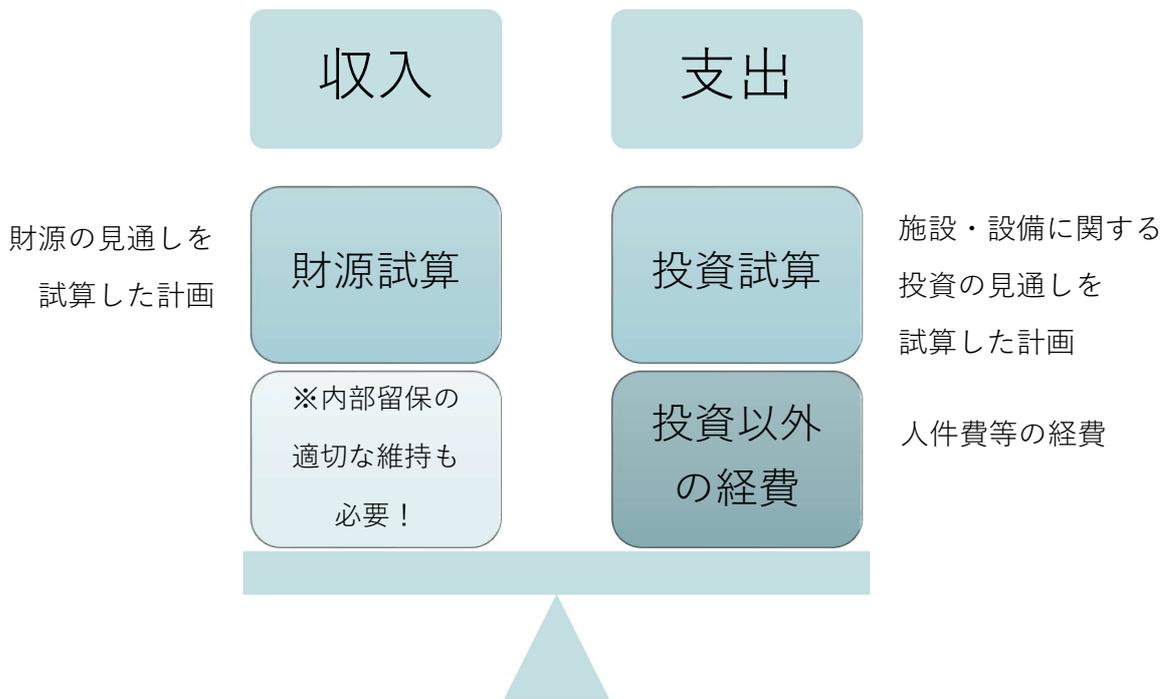
計画期間は、10年以上を基本とすることが求められています。本市においては、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、合理的な期間として「令和7年度から令和16年度までの10年」を本計画の計画期間とします。

【総務省より公表されている経営戦略策定の概要】



(総務省 経営戦略資料 抜粋)

【経営戦略のイメージ】



最低10年間の「收支均衡」する計画を策定

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 事業の現況

本市は、大和盆地の南西部に位置し、周辺の橿原市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町の4市1町に隣接し、市の西方に金剛葛城山系が望まれます。本市の地形は、市北部に位置する標高70～80mの馬見丘陵の他はほぼ平坦で、市域を南北に流れる高田川や葛城川が都市の座標軸をなし、JR和歌山線高田駅、近鉄大阪線大和高田駅、近鉄南大阪線高田市駅を中心に市街地が形成され、周辺部には、田園地帯があります。

市域は、東西4.8km、南北5.1km、周囲26.4km 面積は16.49km²です。古くから交通の要衝であり、奈良県の中南和地域の経済・文化・行政の中心として発展してきましたが、大阪大都市圏へ約30分程度で連絡する好立地の条件から、近年は住宅都市的な色彩も強めています。明治以降、大和高田は奈良盆地南部の商業・工業の中心地となり、明治21年4月の市町村制の発布によって高田町となり、やがて、周辺の村を編入し、昭和23年1月に市制を施行、大和高田市が誕生しました。



その後、道路や鉄道が整備され、北の近鉄大和高田駅と南の近鉄高田市駅が中央道路の開通により結ばれ、市街地の発展が進みました。現在では、大阪都心の難波駅に連結する近鉄大和高田駅が市内で最も乗降客が多く、本市の代表的な玄関口となっています。



次に本市の下水道の現状は次ページの通りです。

① 施設

下水道施設は、私たちの日常生活に不可欠な施設です。浸水の防除、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な役割を果たしています。

大和高田市では、市街地等を含めた市全域で効率的な生活排水の処理を推進するために、平成23年3月に策定した「奈良県汚水処理総合基本構想」に基づき、流域関連公共下水道によって鋭意事業の促進を図っています。

【基本情報】

		公共下水道事業	
供用開始年月日 (供用開始年数)	昭和59年4月9日 (41年)		
法適用状況 (全部・財務・非適用)	平成29年4月1日より「全部適用」 令和7年4月1日より水道事業が県域水道一体化に伴い、 「財務適用」へ変更		
区域	行政区域	うち処理区域	
面積 (ha)	1,649	519.3	
人口 (人)	62,175	38,892	
処理区域内 人口密度	74.8 人/ha (処理区域人口 38,892 人 ÷ 処理区域面積 519.3ha)		
流域下水道等への 接続状況	あり		
処理分区数	9		
広域化・共同化・最適化 実施状況	なし		

(令和6年4月1日現在)

平成26年1月には、効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくため、国土交通省・農林水産省・環境省が連携して「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」(平成26年1月)が策定されました。

これを受けて、平成28年3月に「大和高田市汚水処理総合基本構想」を策定し、近年の人口減少や高齢化、地域社会構造の変化など、生活排水処理施設の役割分担を明確にし、生活排水処理施設の効果的な整備方針を策定し、事業の運営を行っています。

また令和7年3月には、「大和高田市ストックマネジメント基本計画」を更新し、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理の最適化を図っています。

浄化槽汚泥等については、奈良県葛城地区清掃事務組合（大和高田市、御所市、香芝市、葛城市（旧新庄町、當麻町）、上牧町、王寺町、河合町及び広陵町により、し尿及び浄化槽汚泥を共同して処理する目的で設立された一部事務組合）にて、御所市内にあるアクアセンターで処理が行われています。

そのほか、当市の主要な下水道に関する情報は以下の通りです。

【処理分区一覧（汚水）】

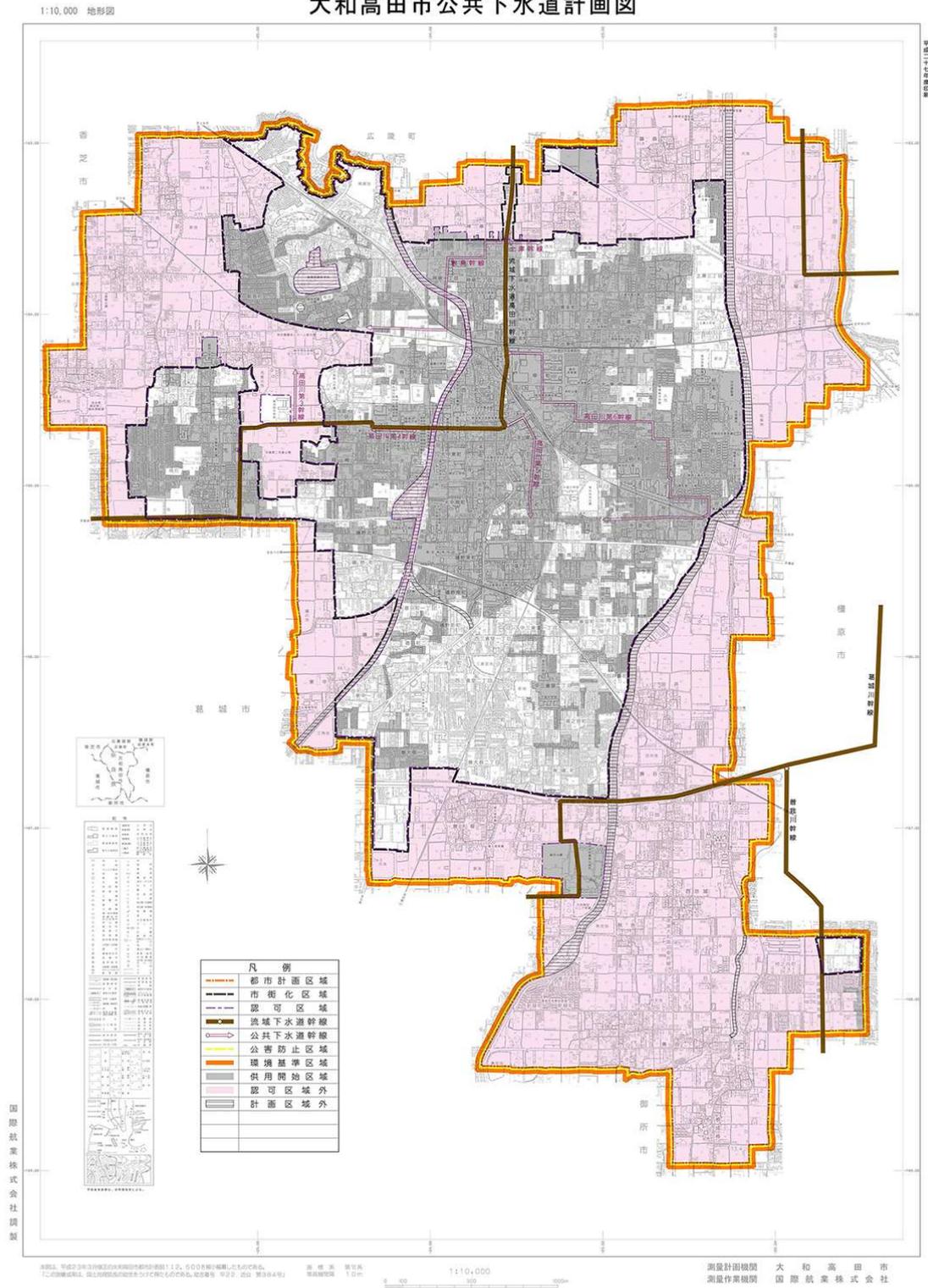
公共下水道は、地域ごとに「処理分区」という汚水を集約する区域を設定しています。

	処理分区の名称	主要な管きよの内のり寸法 (単位：mm)	延長 (単位：m)	点検箇所の数 (単位：箇所)	摘要
1	高田川第7処理分区	200-700	5,570	3	藤森幹線、土庫幹線、敷島幹線、築山幹線、
2	高田川第6処理分区	350-900	4,300	0	高田川第6幹線
3	高田川第5処理分区	300-1,350	4,080	0	高田川第5幹線、高田幹線、高田川5-1幹線
4	高田川第4処理分区	250-800	1,980	0	高田川第4幹線
5	高田川第3処理分区	450-500	460	0	高田川第3幹線
6	高田川第3-1処理分区	300-400	560	0	市場幹線
7	葛城川第5処理分区	300-350	270	0	葛城川第5幹線
8	葛城川第5-1処理分区	200	320	0	葛城川第5-1幹線
9	曾我川第6処理分区	300	10	0	曾我川第6幹線
合計			17,550	3	

(「令和6年度公共下水道事業計画書」より)

【下水道整備状況】

大和高田市公共下水道計画図



(令和6年度)

【管きよの経過年数の状況】

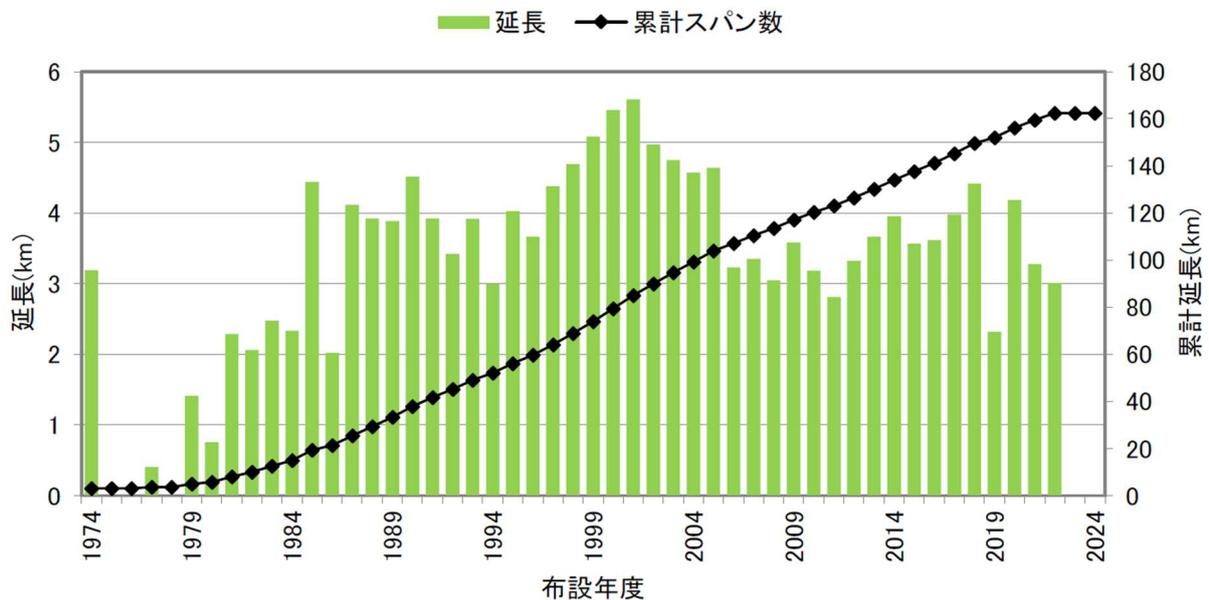
本市では、1995～2004年に布設された路線が多く、経過年数が30年未満の比較的新しい管きよが全体の68%を占めています。また、経過年数が50年以上経過している路線は全体の2.0%あり、老朽化の調査等により、計画的に修繕・更新し、道路陥没事故などを予防していく必要があります。

表 経過年数別管きよ

経過年数	布設年度	スパン数	累計スパン数	スパン割合(%)	累計スパン割合(%)	延長(m)	累計延長(m)	延長割合(%)	累計延長割合(%)
50年以上	1974年以前	144	144	2.1	2.1	3,188.84	3,188.84	2.0	2.0
40年以上50年未満	1975～1984年	512	656	7.6	9.8	11,725.66	14,914.50	7.2	9.2
30年以上40年未満	1985～1994年	1,568	2,224	23.4	33.1	37,154.21	52,068.71	22.9	32.1
20年以上30年未満	1995～2004年	1,960	4,184	29.2	62.3	47,173.98	99,242.69	29.1	61.1
10年以上20年未満	2005～2014年	1,430	5,614	21.3	83.6	34,768.03	134,010.72	21.4	82.5
10年未満	2014年以降	1,100	6,714	16.4	100.0	28,352.94	162,363.66	17.5	100.0
合計		6,714		100.0		162,363.66		100.0	

(「大和高田市下水道ストックマネジメント計画」より)

図 経過年数別管きよ延長



(「大和高田市下水道ストックマネジメント計画」より)

② 使用料

大和高田市の下水道使用料の計算方法は、「水量使用料」と「水質使用料」の2種類に分かれています。使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に消費税等相当額を加算した額としています。なお、本市において「受益者負担金」は徴収していません。

- (1) 一般排水及び中間排水 公共下水道に排除された汚水の量によって定める使用料の額
- (2) 特定排水 水量使用料の額及び当該汚水の水質によって定める使用料の額の合計額

【水量使用料】

	排水区分	一般排水		中間排水	特定排水
	使用料区分	公衆浴場 (共同浴場を含む)	その他		
現行	1立方メートル当たりの使用料金	70円	120円	180円	240円
改定予定額		80円	140円	190円	250円

※使用料改定は令和7年10月を予定しています。

【水質使用料】

項目別	1立方メートル当たり使用料金	
水質区分	(イ) 生物化学的酸素要求量	(ロ) 浮遊物質
200mgを超 300mg以下	12円	17円
300mgを超 600mg以下	37円	49円
600mgを超 1,000mg以下	81円	104円
1,000mgを超 1,500mg以下	138円	175円

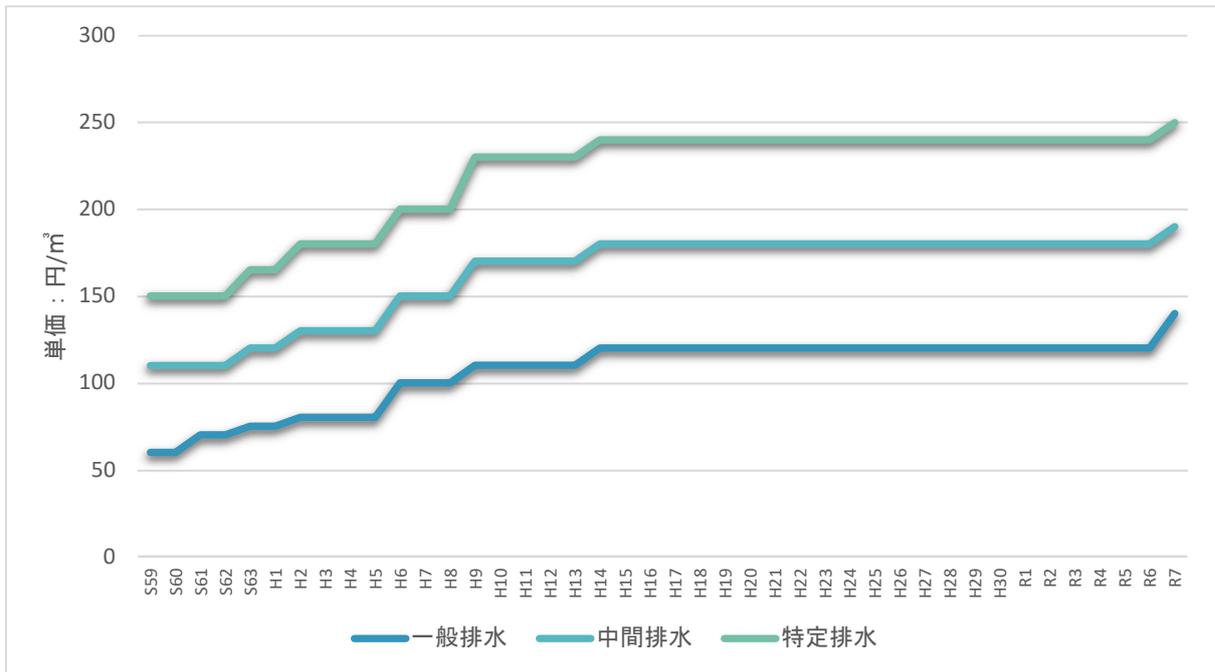
※一般排水：公共下水道に排除される汚水のうち、一般家庭からの汚水並びに工場、事業所等からの汚水のうち、中間排水及び特定排水以外のものをいう。

※中間排水：公衆浴場及び市長の認める公共、公益（収益事業を行う部門を除く。）関係の業種を除いた工場又は事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排出量が1月300立方メートルを超え750立方メートル以下の部分をいう。

※特定排水：公衆浴場及び市長の認める公共、公益（収益事業を行う部門を除く。）関係の業種を除いた工場又は事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月750立方メートルを超える部分をいう。

【使用料単価の推移】

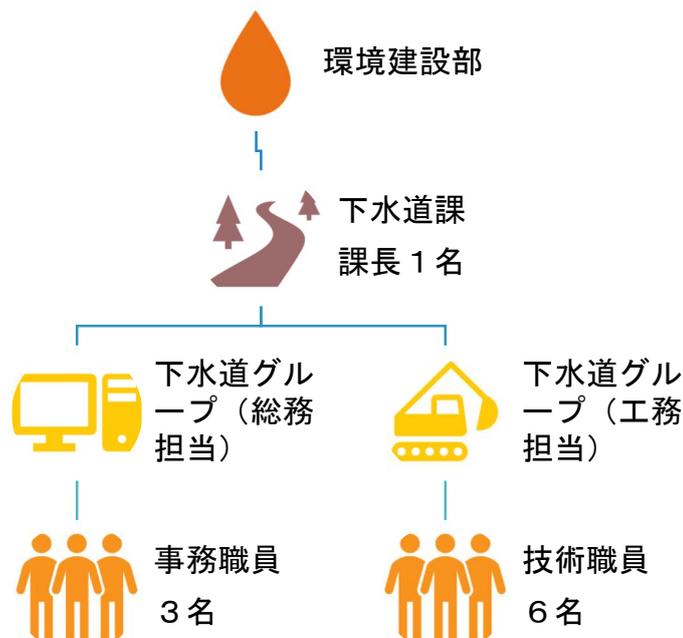
当市の使用料金は平成14年以降、変更されていませんでしたが、令和7年10月に変更を予定しています。



③ 組織

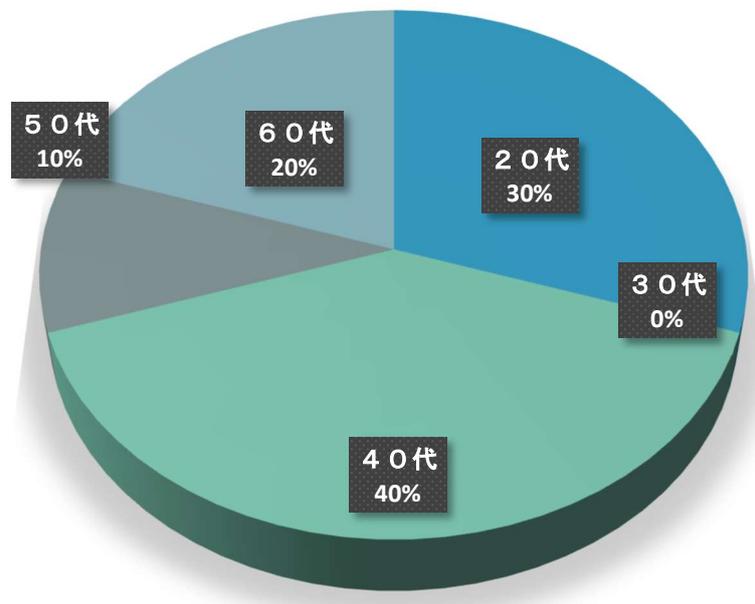
現在、下水道課は10人で運営しており、組織図は以下の通りです。

【事業組織図】



【年齢分布】

限られた職員数の中で、技術や経験の次世代の承継が重要な課題となっています。



【事務分掌】

事務分掌は以下の通りです。

係名	事務分掌
下水道グループ (総務担当)	使用料、企画広報、予算編成及び決算の調製、業務状況の公表、経理、財政計画、企業債及び資金計画、公共下水道の普及及び水洗便所への改造促進
下水道グループ (工務担当)	公共下水道の施設の設計及び施工、流域下水道との調整、公共下水道事業の調査及び計画、公共下水道の水質管理、公共下水道の使用、公共下水道施設の維持管理、公共下水道台帳の調製及び保管、排水設備工事の申請、排水設備工事の指定工事店の登録及び指導、市以外の者が行う下水道施設の工事及び維持に係る審査及び指導

(参考：大和高田市行政組織規則)

2. 民間活力等の活用等

現在、民間活力等の活用等は実施していません。しかし将来環境を見据えた民間の活用等による効率化・最適化等は必須であるため、必要に応じて検討を進めてまいります。

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	なし
	イ 指定管理者制度 (施設管理・運営の包括的代行)	なし
	ウ PPP・PFI (民間の資金・経営能力、技術的能力の活用)	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	なし

3. 経営比較分析表を活用した現状分析

水道事業・下水道事業においては毎年度、「経営比較分析表」を作成し、経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、総務省ホームページ等で公表されています。当市の令和5年度の経営比較分析表は下記の通りです。

※それぞれの指標の見方については、「第8章参考資料」をご覧ください。

【経営比較分析表の内容】

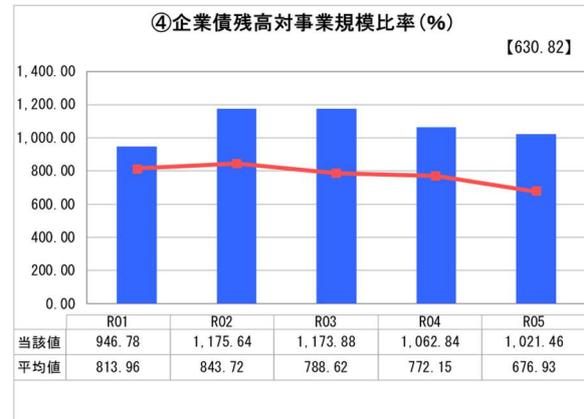
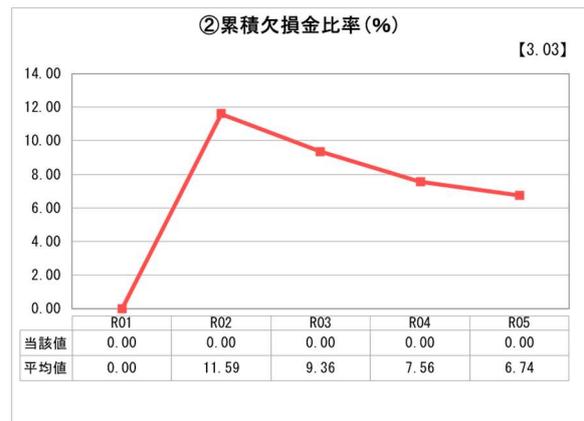
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	41.94	62.04	88.00	2,640

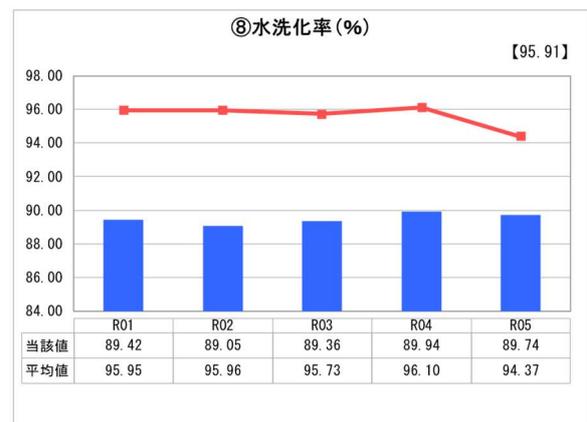
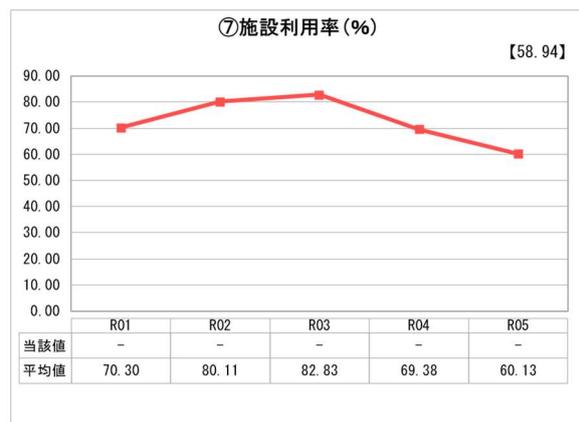
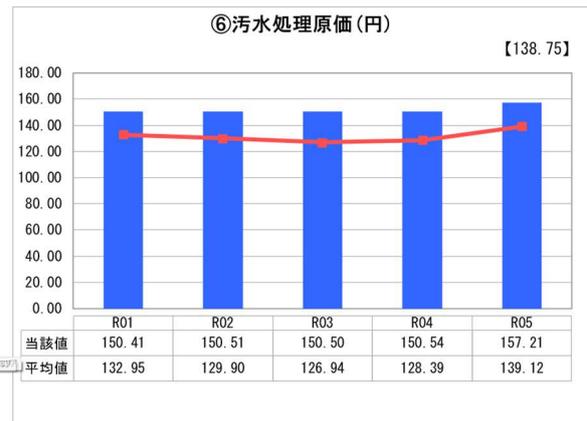
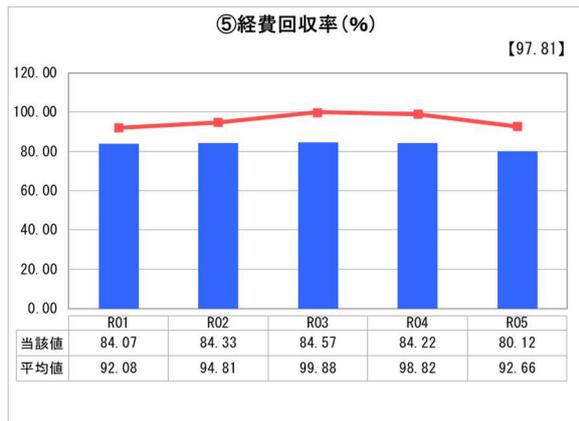
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
62,413	16.48	3,787.20
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
38,576	5.19	7,432.76

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性について





本市下水道事業は平成29年度より公営企業会計へと移行し、7年目の決算となります。

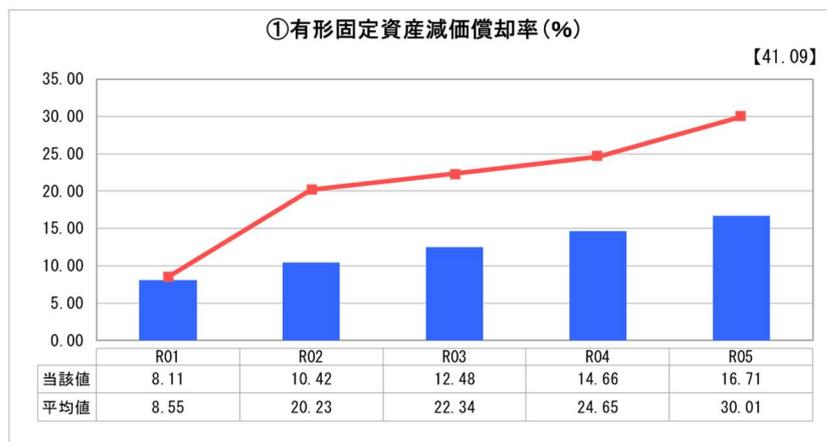
経営状況については、経常収支比率（グラフ①）が100%を越えていますが、経費回収率（グラフ⑤）が80.12%と100%を下回っており、使用料で賄いきれない経費分を一般会計からの繰入金により補っている状況であります。

また、本市の令和5年度末の普及率は約62%であり、他市町村に比較して遅れている整備を積極的に進めるため、管きよ整備費用が多額になっていますので、今後もこの状況が継続すると考えられます。

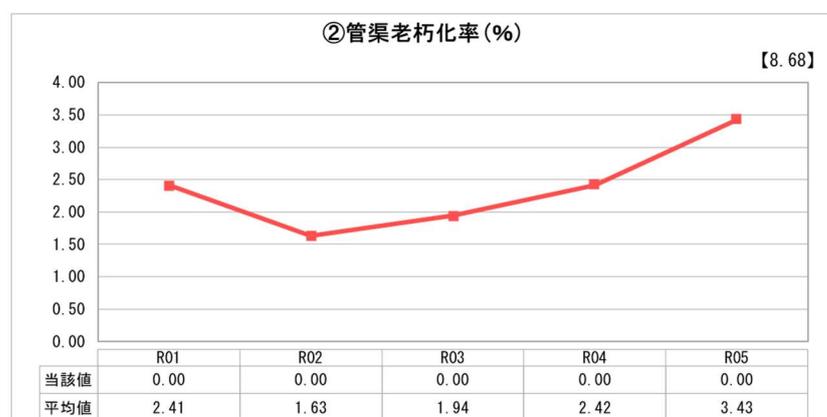
企業債残高対事業規模比率（グラフ④）においては、全国平均の約1.6倍となっており、これは本市の道路形態が狭小であり、地下埋設物が多い等により、整備費用が他市町村に比較して割高になることが原因の一つであると考えられます。また、ここ数年は企業債の償還額と新規借入額がほぼ同額で推移していますので、改善には期間がかかると考えられます。

汚水処理原価（グラフ⑥）においては、全国平均の約1.1倍となっており、これは本市の年間有収水量が290万m³とあまり伸びておらず、水洗化率（グラフ⑧）が全国平均よりも約6%低いことが原因であると考えられます。

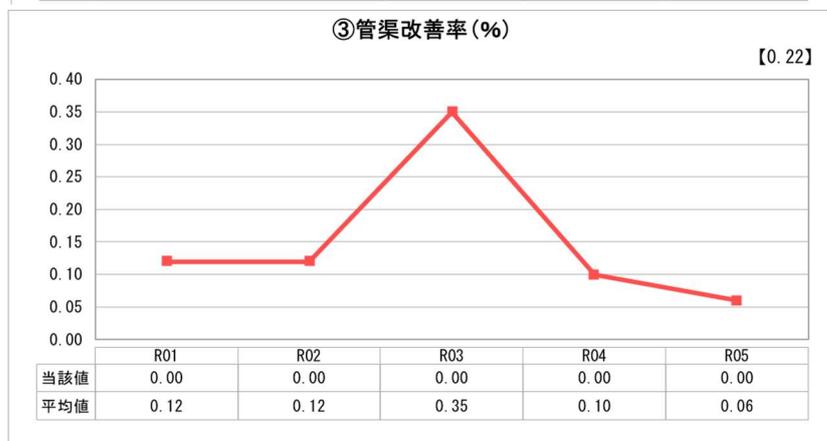
2. 老朽化の状況について



管渠老朽化率（グラフ②）及び管渠改善率（グラフ③）は共に0%となっており、現状では耐用年数を過ぎている管きよがないため、令和5年度は老朽化対策としての管きよの改善は行っていません。



しかし本市は、供用を開始して40年近くとなり、今後耐用年数を迎えるにあたり本格的に管きよ改善や更新が必要になると考えられます。



3. 全体総括

本市は、令和5年度末現在、普及率が約62%と整備が遅れている状況にあります。まずは、今後10年程度を目途に市街化区域内すべてを整備するため、効率的な事業を推進し、整備率の向上に努めます。また、広報活動等を通じて水洗化率の向上にも努めることにより、経営改善につなげてまいります。

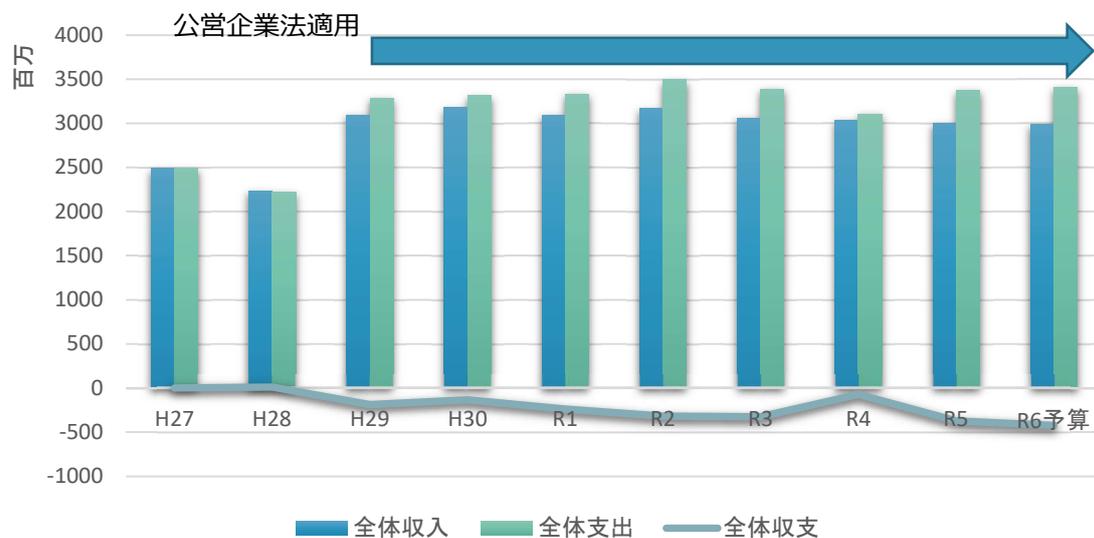
老朽化対策においては、長寿命化計画やストックマネジメントを活用することにより進めてまいります。

【財源と支出の推移】

平成29年度より公営企業法の適用を行っているため、法適用前との比較が困難ですが、法適用後の収支は赤字傾向にあります。

● 過去10年の決算の推移

平成29年度以降、公営企業会計の考え方により長期前受金戻入益や減価償却費等を計上しています。減価償却費とは、過年度において設備投資した施設・管きよ等を、耐用年数に応じて費用化したものです。長期前受金戻入とは、減価償却費に応じて、設備投資の財源（補助金や一般会計繰入金等）を収益化したものです。どちらも資金の動きは発生しませんが、事業年度ごとの経営成績を把握するうえで重要な要素です。



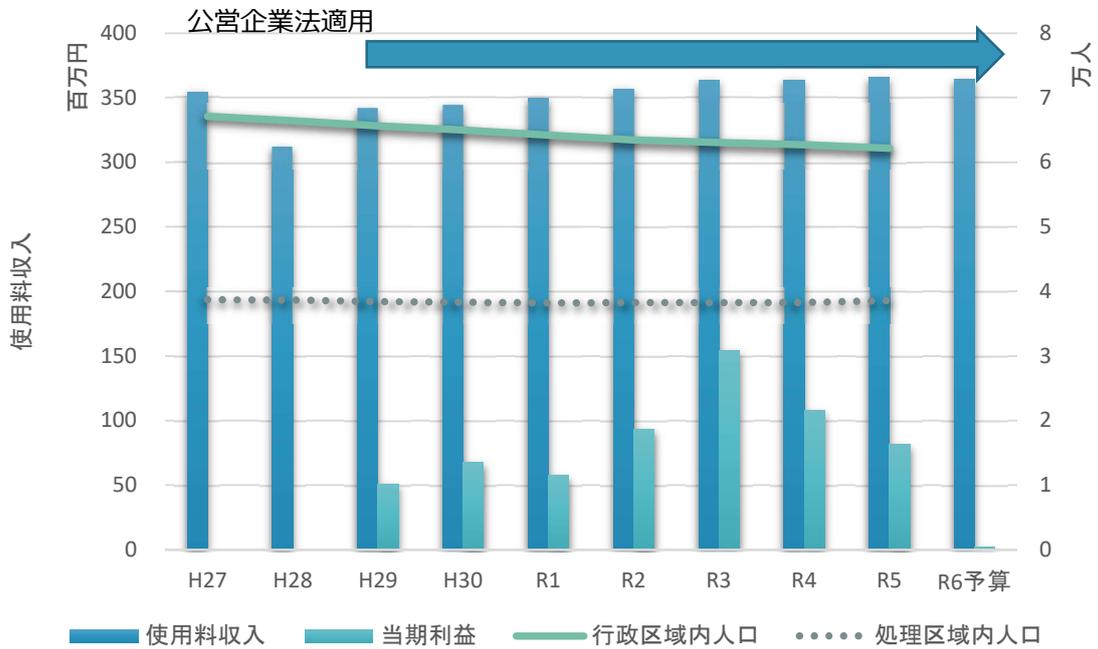
● 収益的収支より「長期前受金戻入」「減価償却費」を除いた概算資金収支



単年度の資金が不足する傾向にあり、過去の利益剰余金の取り崩し等を行いながら経営を行っております。

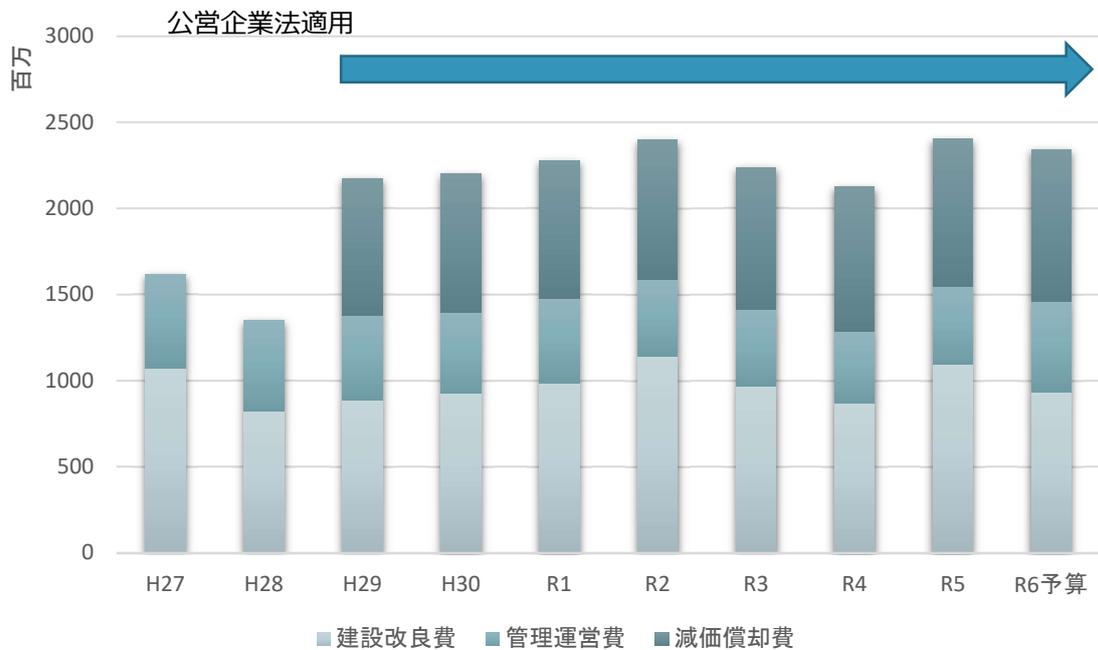
【使用料収入と人口の推移】

人口は減少傾向にあります。下水道の整備を推進しておりますので、処理区域内人口は一定水準を保っています。今後は整備率の向上に伴い、処理区域内人口及び料金収入は横ばいの予定です。



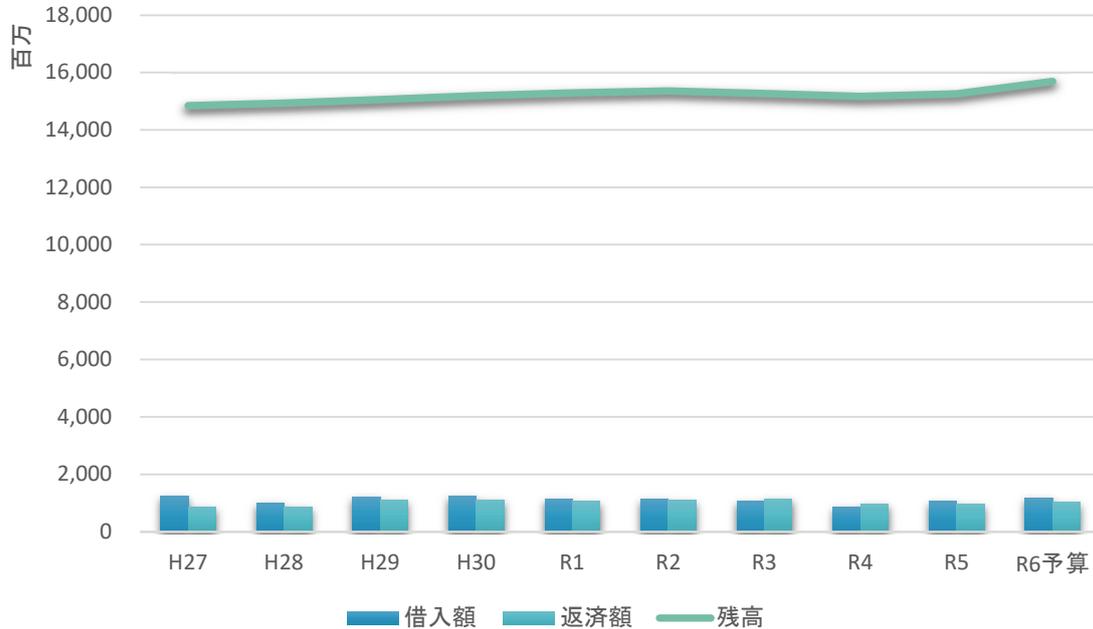
【建設改良費と管理運営費の推移】

下水道整備の推進に伴い、建設改良費は増加傾向にあります。



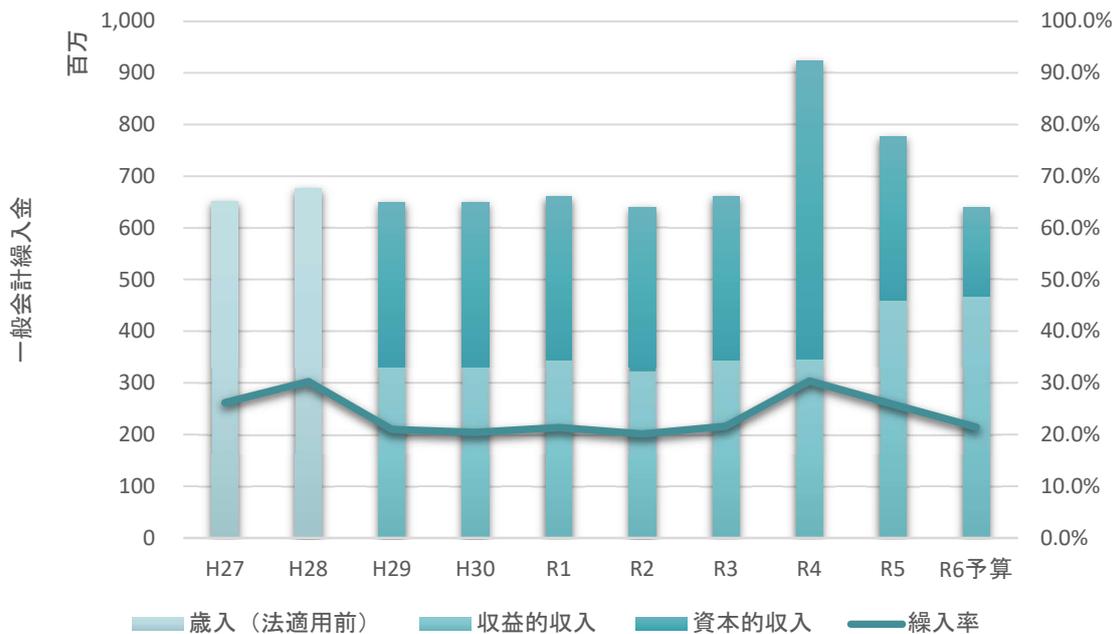
【企業債発行額の推移と残高】

建設改良費の増加に伴い、建設資金等のための新規借入が返済額を上回る傾向にあります。そのため借入残高は年々増加傾向にあります。将来世代の負担に影響するため、今後の資金計画が重要となってきます。



【一般会計繰入金と繰入率の推移】（繰入金÷総収入）

本来、公営企業は独立採算により経営を行っていくことが求められますが、現状、料金収入だけでは経営を維持することができず、総収入の約20%程度を、一般会計（税収）より繰入れをして運営を行っております。



第3章 将来の事業環境

1. 処理区域内人口の予測

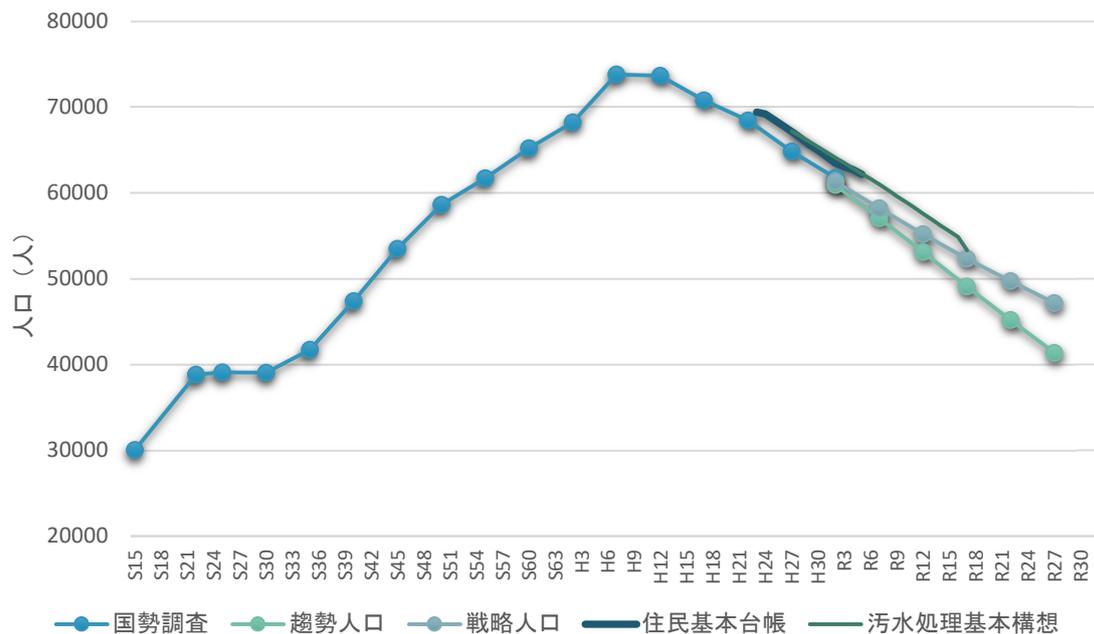
本市（昭和23年市制施行）は、他の多くの自治体と同様、戦後の復興やベビーブームに伴って昭和22年に人口が大きく増加しています。また昭和30年から昭和50年まで人口が大きく増加していますが、これは高度経済成長期に伴う周辺地域からの人口流入や第2次ベビーブームが要因と考えられます。

その後もバブル景気へ向かう安定成長期における周辺地域からの人口流入や、バブル崩壊後の都市部からの流入により人口の増加が続いていましたが、平成7年以降は社会的な少子高齢化等の影響もあり、人口の減少が徐々に進んでいる状況です。

令和2年3月に「大和高田市人口ビジョン」を策定し、今後の「趨勢人口」（社人研）と、それを踏まえて合計特殊出生率や純定住率の上昇を図り、20～30代の転出超過の抑制に取り組むことによる「戦略的人口」を設定しています。

また平成28年3月に「大和高田市汚水処理総合基本構想」を策定し、平成12年・平成17年・平成22年度国勢調査を基に地域特性を考慮した将来人口を決定していますが、本構想では市独自の設定により将来人口を新構想の人口+2,000人に設定して、今後の整備等の検討を行っています。

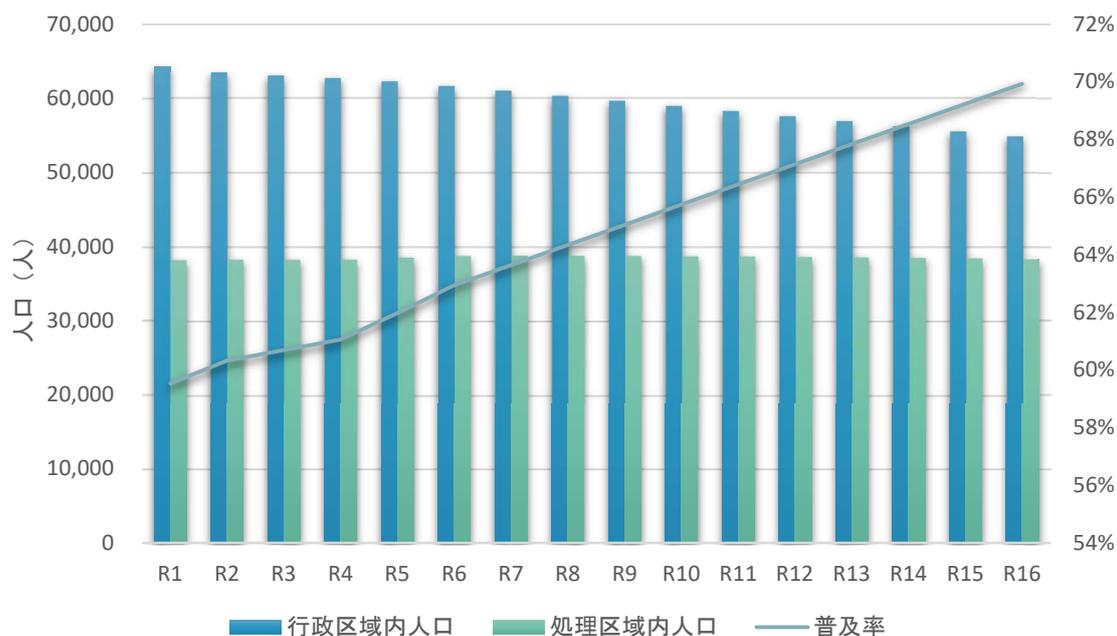
【人口推移と予測ケース】



処理区域内の人口の予測の推計にあたっては、「汚水処理総合基本構想の人口予測」と「普及率の上昇率」を加味して「行政区域内人口×普及率」を採用して推計を行いました。

この推計をグラフにしたものが下記の図となります。これによると、人口は減少傾向にあります。普及率の上昇とともに処理区域内人口は同程度で推移すると予測しています。

【行政区域内人口と処理区域内人口の予測】

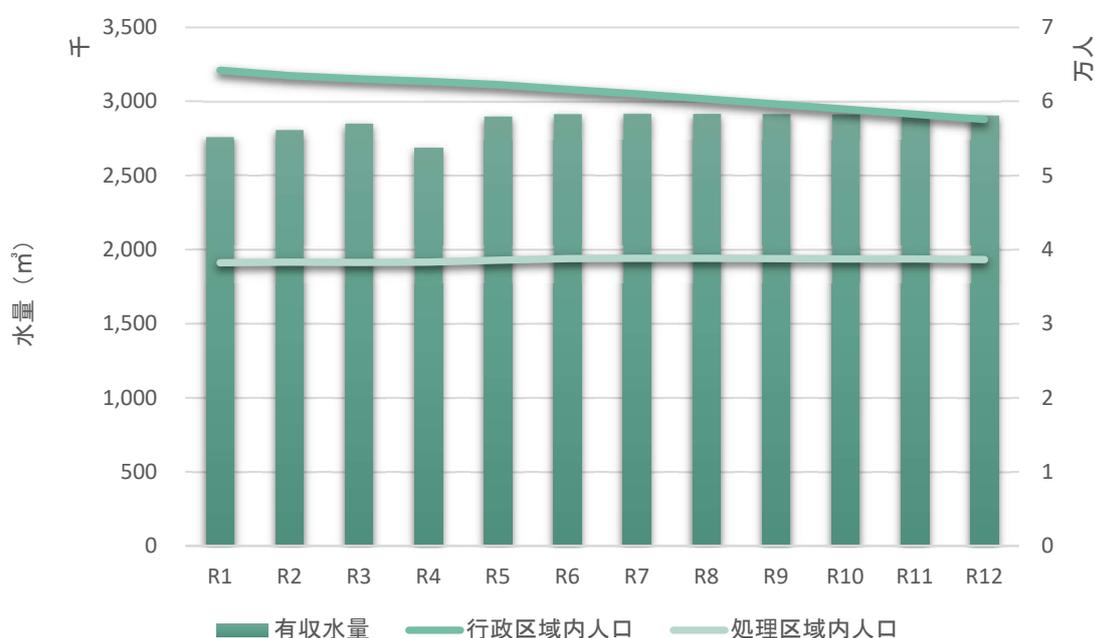


2. 有収水量の予測

有収水量については、今後の人口普及率の増加はあるものの、処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、長期的に見て年間有収水量は減少していくことが予想されます。今後の有収水量の予測にあたっては、今後の人口増減を勘案して算出しています。

今後の10年間においては、処理区域内人口は横ばいになると予測されるため、有収水量も横ばいとなる見込みであると考えています。今後は、総排水量に対して、料金の対象となっていない不明水の解明にも注力し、有収水量の増加に努めてまいります。

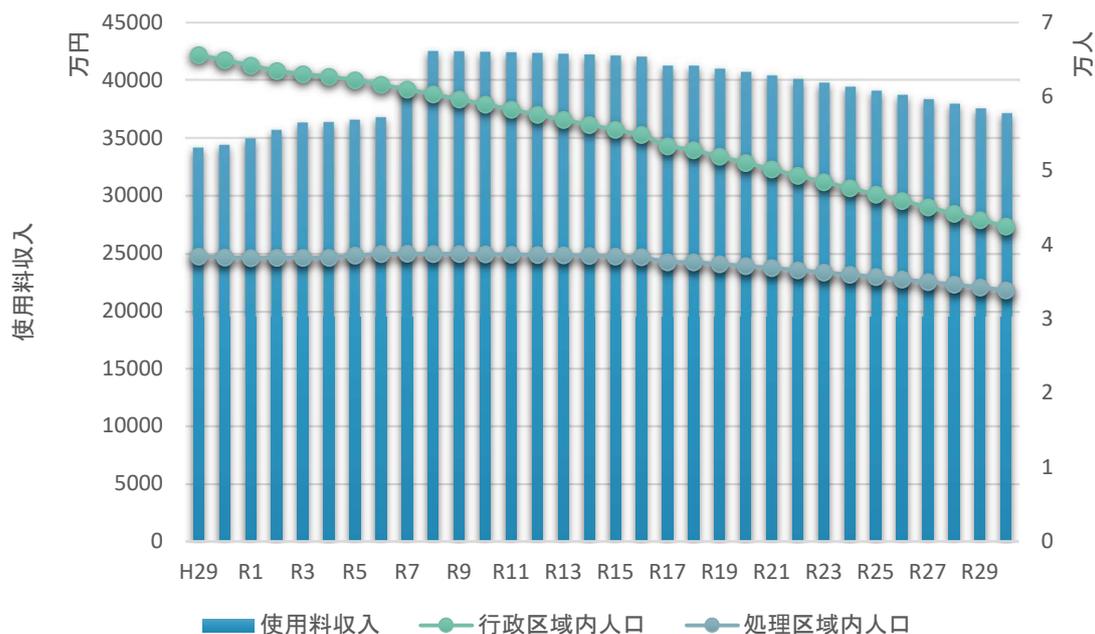
【処理区域内人口と有収水量】



3. 使用料収入の見通し

令和17年までに整備率を増加させることや、令和7年10月に予定している料金改定を反映しているため、一時的な使用料収入の増加は見込まれますが、その後は人口の減少に伴う年間有収水量の減少が見込まれますので、比例して使用料収入の減収が見込まれます。

【使用料収入の予測】



近年の金利の上昇や物価の高騰により、整備率を増加させたとしても、利益の確保が難しくなっており、過年度に借り入れた企業債の返済や新規整備にかかる投資・老朽化施設の更新、今後の人口減少に伴う使用料収入に備えた貯蓄を見据えて、慎重な資金計画が必要です。

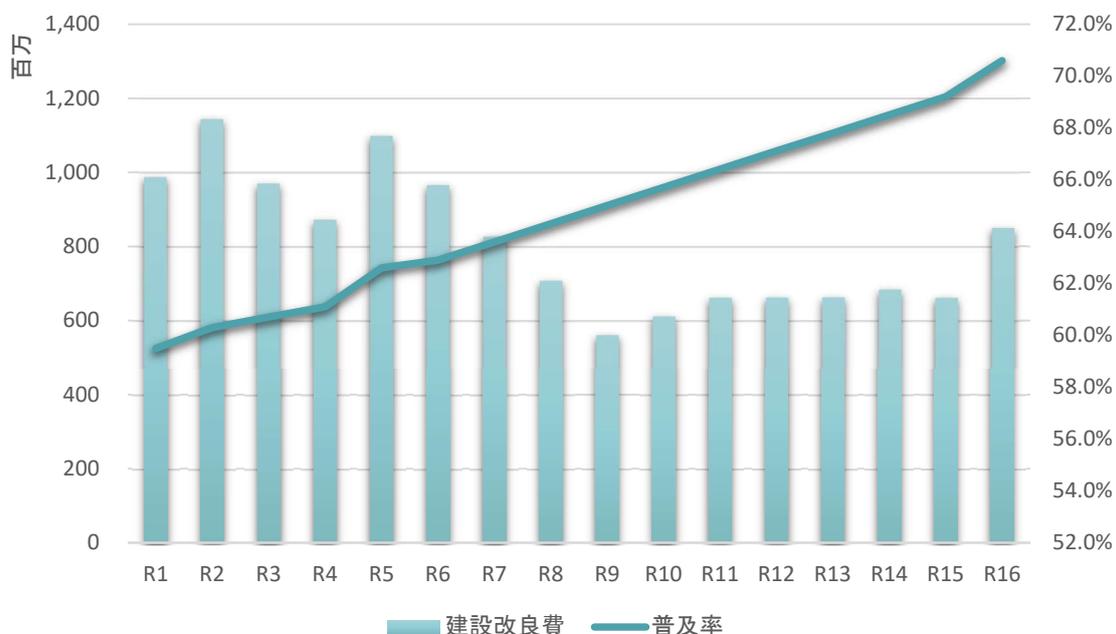
4. 施設の見通し

「大和高田市污水处理総合基本構想」「下水道ストックマネジメント基本計画」に基づき投資の予測を行っています。

基本構想においては、近年の人口減少や高齢化、地域社会構造の変化など、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること、市の財政が依然と厳しい状況にあることから、各生活排水処理施設の役割分担を明確にし、生活排水処理施設の効果的な整備方針を検討しています。

今後も引き続き、下水道普及率向上のため計画的に下水道整備を行う必要があります。また、管きよの老朽化に対応するため定期的な点検・調査による異常の早期発見と修繕に努めてまいります。

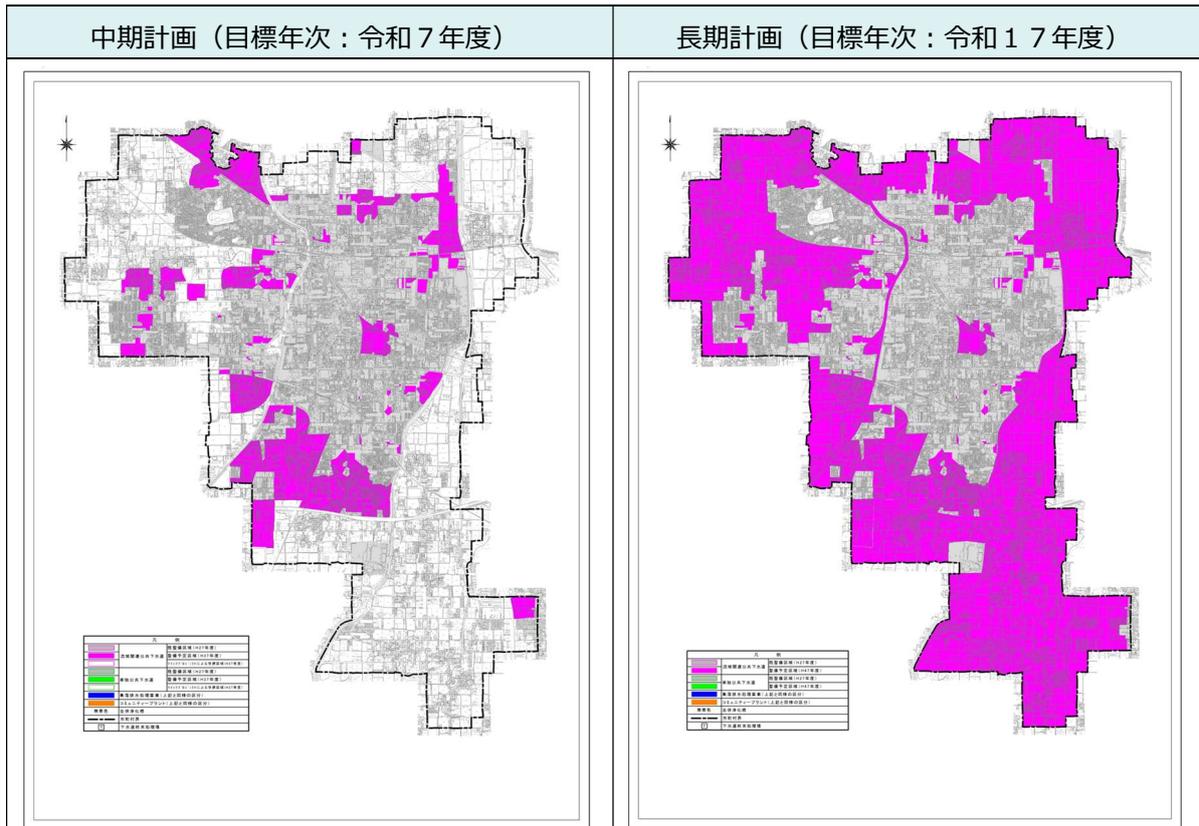
【建設改良費の推移】



【大和高田市汚水処理総合基本構想アクションプラン】

本市における中期計画（令和7年度）及び長期整備運営計画（令和17年度）におけるアクションプランは、下記のとおりです。

検討にあたっては、財政状況、予算・人員等からみた整備可能量、事業の実施順位（優先度）、概算事業費等を勘案し、市の整備計画を策定しています。アクションプランにおいては、目標年次を踏まえ、中期（概ね10年程度）の汚水処理施設整備内容等及び、将来フレーム想定年次（概ね20年）にわたる長期的な汚水処理施設の対象地域、整備・運営管理の内容等を示しています。



凡		例	
	流域関連公共下水道	既整備区域(H27年度)	
		整備予定区域(H47年度)	
	単独公共下水道	既整備区域(H27年度)	
		整備予定区域(H47年度)	
	集落排水処理事業（上記と同様の区分）		
	コミュニティプラント(上記と同様の区分)		
	無着色 合併浄化槽		
	市町村界		
T	下水道終末処理場		

(平成28年3月「大和高田市汚水処理総合基本構想」引用)

5. 組織の見通し

組織、人材等は、公営企業が経営を安定的に継続するための重要な経営基盤ですが、必要な住民サービスの安定的継続を前提とした上で、徹底した効率化・合理化に取り組んでまいります。

今後も少ない人員であっても、経験・知識・ノウハウが次世代へ継承されるよう業務のマニュアル化や研修の充実などを検討してまいります。

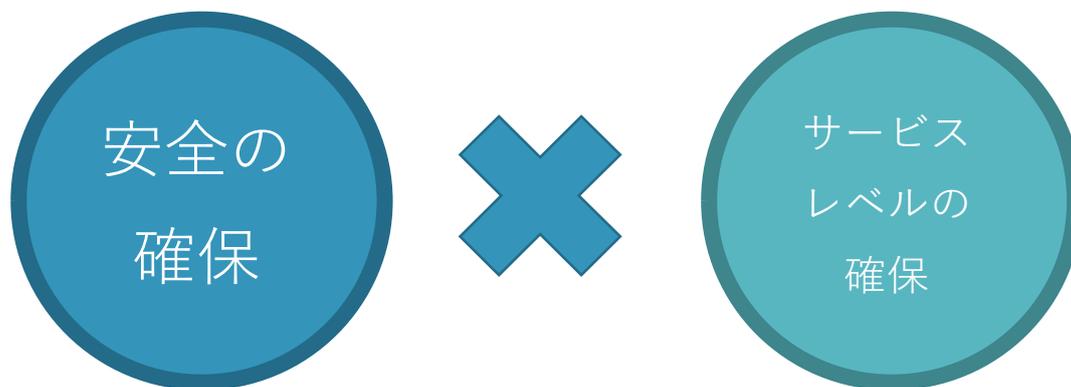
	係	職種	年齢層	人数	計
下水道課	課長		50代	1人	10人
	下水道グループ (総務担当)	技術職員	-	0人	
		事務職員	20代	1人	
			40代	1人	
			60代	1人	
	下水道グループ (工務担当)	技術職員	20代	2人	
			40代	3人	
			60代	1人	
		事務職員	-	0人	

見通しとしましては、現状の職員を維持しつつ、整備率向上に伴う業務増加にも対応できるよう効率化を図ってまいります。

第4章 経営の基本方針

1. 経営理念

全国的な少子高齢化による人口減少と今後の施設の老朽化は避けられない問題となっていますが、本市は「住民の安全 と 安定した下水道サービスの供給」を推進してまいります。



① 安全の確保

現在、本市では下水道施設に起因する事故は発生しておりませんが、今後も継続的に市民の安全を確保するため、本管に起因する道路陥没やマンホール蓋に起因する事故を未然に防止してまいります。

② サービスレベルの確保

本市の下水道普及率は約62%と整備が遅れているため、建設投資による下水道サービスの確保と合わせ、今後は既存のストックを適正に維持管理することで、下水道サービスの継続的な提供を行ってまいります。

点検・調査および修繕・改築に関する目標 (最終アウトカム)				施設種類別事業量の目標 (アウトプット)			
項目		目標値	達成期間	項目		目標値	達成期間
安全の確保	本管に起因する道路陥没の未然防止	道路陥没 0件/km/年	30年	管路施設	管路施設の点検	管渠点検 216スパン/年 管渠調査 5.4 km/年	30年
サービスレベルの確保	安定的な下水道サービスの提供	緊急度1以下の施設割合 管きよ 20.0%→0.0%	30年	管路施設	定期的な点検・調査による劣化の早期発見・早期対応	管渠点検 216スパン/年 管渠調査 5.4 km/年 改築延長 1.1 km/年	30年

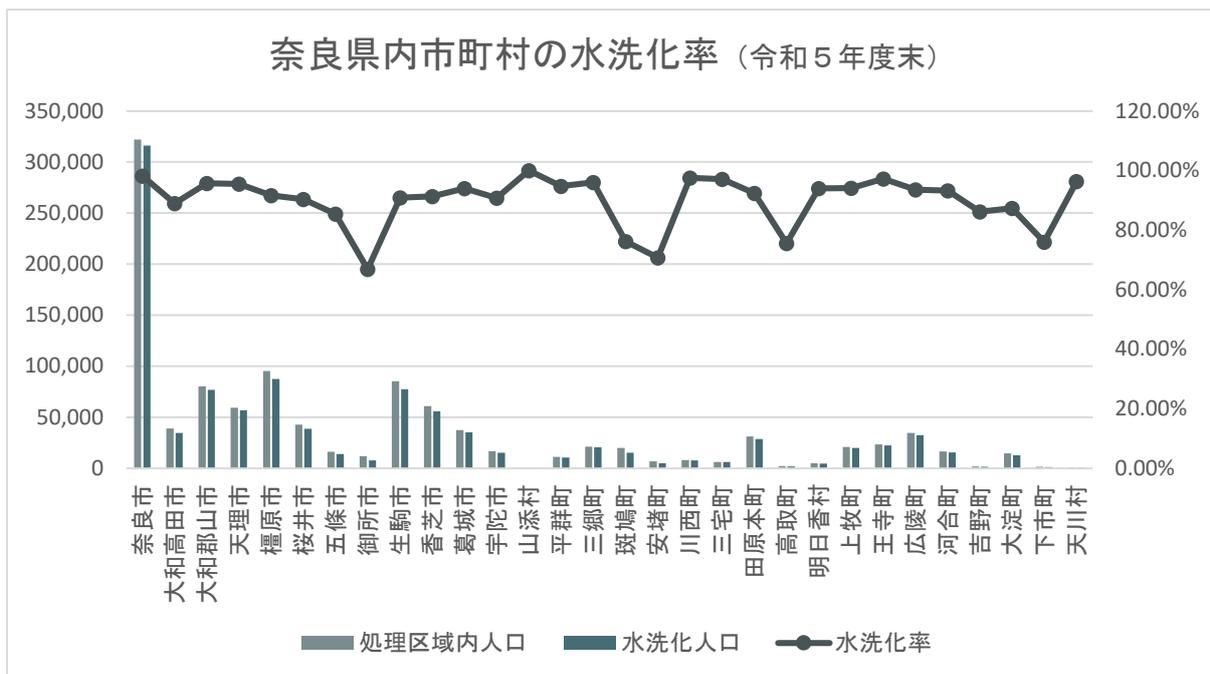
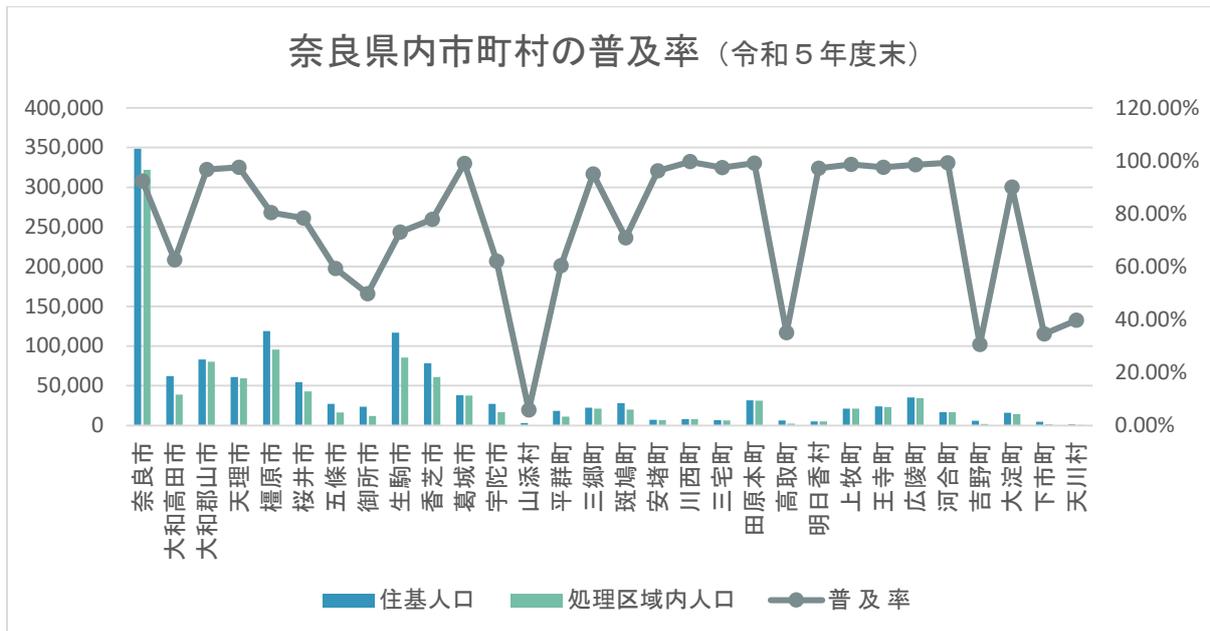
(「大和高田市下水道ストックマネジメント基本計画」より)

2. 基本方針

市民のみなさまが将来にわたり、下水道サービスを享受して頂けるよう、下水道の人口普及率・整備率・水洗化率の向上に取り組んでまいります。経営戦略策定期間の基本方針を以下の通りとします。

① 計画区域の整備率を令和16年度末までに80%

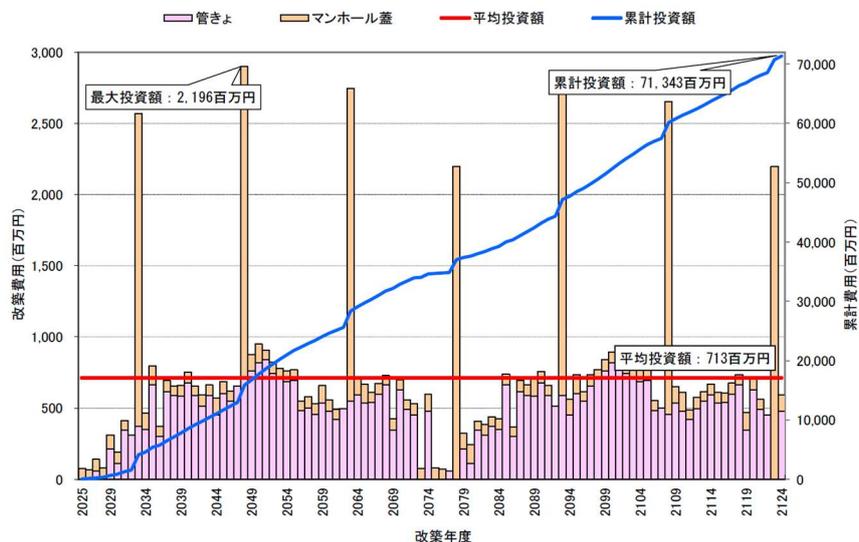
下水道事業につきましては、その整備の推進重点計画とも併せ、事業認可区域内の未普及区域の早期解消を目指し、低コスト技術の採用・導入等により、迅速に事業の推進を図り、整備率を引き上げてまいります。



② スtockマネジメント計画に基づいた老朽化対策の実施

Stockマネジメント計画により、敷設から30年以上経過した管きよを調査し、改築更新計画を策定してまいります。

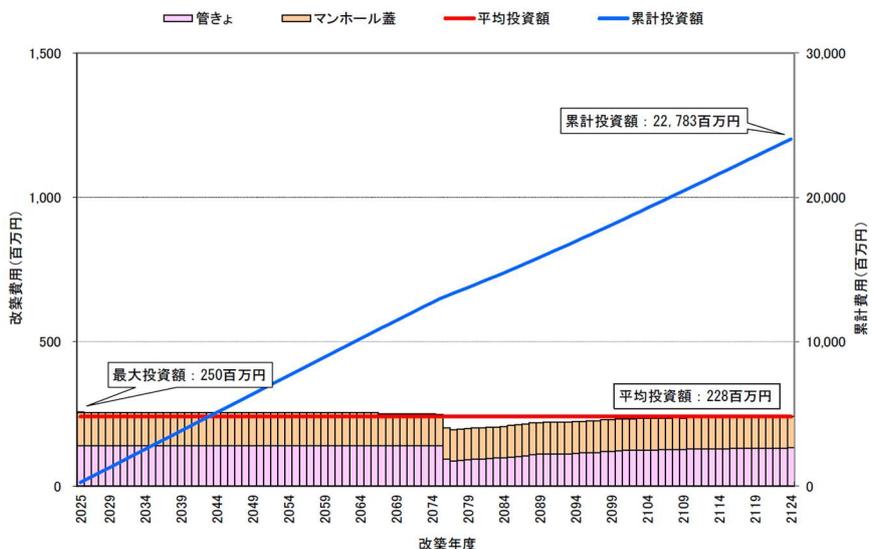
【標準耐用年数による単純改築費の推移】



【Stockマネジメント導入後の改築費の推移（採用シナリオ）】

単純改築の場合、今後100年間の改築投資額は、年最大で21億円となり、累計で355億円となります。Stockマネジメント導入後においては、今後100年間に於いて、年最大で2億円となり、累計で170億円となります。したがって、Stockマネジメントの導入により今後100年間で185億円のコスト削減効果が期待できると考えています。

（「大和高田市下水道Stockマネジメント基本計画」より）



上記のほか、経営状況や地域環境の変化などの必要に応じ、施策を実施してまいります。

第5章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画（収支計画）

① 収益的収支

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分	1. 営業収益 (A)	378,359	407,247	405,403	441,421	424,818	424,475
	(1) 料金収入	365,592	375,786	396,580	424,871	424,631	424,288
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他	12,767	31,461	8,823	16,550	187	187
	2. 営業外収益	1,008,844	996,800	978,082	953,639	971,266	984,043
	(1) 補助金	488,911	493,559	591,841	545,038	554,127	558,189
	他会計補助金	460,041	468,412	567,300	499,800	511,600	513,600
	その他補助金	28,870	25,147	24,541	45,238	42,527	44,589
	(2) 長期前受金戻入	519,745	503,014	386,238	408,598	417,136	425,851
	(3) その他	188	227	3	3	3	3
	収入計 (C)	1,387,203	1,404,047	1,383,485	1,395,060	1,396,084	1,408,518
	1. 営業費用	1,141,018	1,171,925	1,186,630	1,217,952	1,209,781	1,218,726
	(1) 職員給与	34,336	34,317	39,883	36,244	36,608	36,974
	基本給	16,709	17,204	17,841	18,019	18,200	18,382
	退職給付	1,479	2,034	3,997			
その他	16,148	15,079	18,045	18,225	18,408	18,592	
(2) 経費	250,559	262,958	255,994	282,935	268,672	271,328	
動力費	427	574	518	523	529	534	
修繕費	4,105	4,046	2,790	2,818	2,846	2,875	
材料費	501	318	251	253	256	258	
その他	245,526	258,020	252,435	279,341	265,041	267,661	
(3) 減価償却費	856,123	874,650	890,753	898,773	904,501	910,424	
2. 営業外費用	163,088	158,596	161,125	170,475	183,324	187,743	
(1) 支払利息	159,964	158,596	161,125	170,475	183,324	187,743	
(2) その他	3,124						
支出計 (D)	1,304,106	1,330,521	1,347,755	1,388,427	1,393,105	1,406,469	
経常損益 (C)-(D) (E)	83,097	73,526	35,730	6,633	2,979	2,049	
特別利益 (F)		15,251					
特別損失 (G)	1,455	13,862					
特別損益 (F)-(G) (H)	△1,455	1,389					
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	81,642	74,915	35,730	6,633	2,979	2,049	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	532,247	613,889	696,457	703,090	706,069	708,119	
流動資産 (J)	771,365	638,627	637,735	631,430	614,524	615,290	
うち未収金	236,763	236,763	204,171	204,171	204,171	204,171	
流動負債 (K)	1,711,346	1,775,255	1,814,978	1,454,192	1,373,140	1,485,550	
うち建設改良費分	1,027,561	1,196,670	1,402,295	1,040,382	958,191	1,069,452	
うち一時借入金	400,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
うち未払金	278,585	278,585	112,684	113,811	114,949	116,098	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)							
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	378,359	407,247	405,403	441,421	424,818	424,475	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)							
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)							

区 分		年 度					
		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 入 収 支 出	1. 営業収益 (A)	424,027	423,475	422,819	422,059	421,195	420,226
	(1) 料金収入	423,840	423,288	422,632	421,872	421,008	420,039
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他	187	187	187	187	187	187
	2. 営業外収益	1,005,301	1,011,701	1,037,458	990,783	1,017,284	1,015,124
	(1) 補助金	570,228	566,972	582,821	529,292	547,625	539,540
	他会計補助金	520,850	522,350	531,365	521,455	528,180	527,578
	その他補助金	49,378	44,622	51,456	7,837	19,445	11,962
	(2) 長期前受金戻入	435,070	444,726	454,634	461,488	469,656	475,581
	(3) その他	3	3	3	3	3	3
	収入計 (C)	1,429,328	1,435,176	1,460,277	1,412,842	1,438,479	1,435,350
	1. 営業費用	1,236,115	1,233,796	1,252,355	1,199,337	1,220,108	1,211,522
	(1) 職員給与	37,343	37,716	38,094	38,475	38,859	39,248
基本給	18,565	18,751	18,939	19,128	19,319	19,512	
退職給付費							
その他	18,778	18,965	19,155	19,347	19,540	19,736	
(2) 経費	282,444	271,707	280,932	222,847	238,362	232,931	
動力費	539	545	550	556	561	567	
修繕費	2,903	2,932	2,962	2,991	3,021	3,051	
材料費	261	264	266	269	272	274	
その他	278,741	267,966	277,154	219,031	234,508	229,039	
(3) 減価償却費	916,328	924,373	933,329	938,015	942,887	939,343	
2. 営業外費用	192,931	200,958	207,326	213,032	218,269	223,271	
(1) 支払利息	192,931	200,958	207,326	213,032	218,269	223,271	
(2) その他							
支出計 (D)	1,429,046	1,434,754	1,459,681	1,412,369	1,438,377	1,434,793	
経常損益 (C)-(D) (E)	282	422	596	473	102	557	
特別利益 (F)							
特別損失 (G)							
特別損益 (F)-(G) (H)							
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	282	422	596	473	102	557	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	708,400	708,822	709,418	709,890	709,991	710,549	
流動資産 (J)	613,739	612,161	613,090	614,998	615,287	615,648	
うち未収金	204,171	204,171	204,171	204,171	204,171	204,171	
流動負債 (K)	1,433,381	1,390,154	1,359,531	1,336,236	1,301,622	1,310,593	
うち建設改良費分	1,016,122	971,722	939,915	915,424	879,602	887,353	
うち一時借入金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
うち未払金	117,259	118,432	119,616	120,812	122,020	123,240	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)							
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	424,027	423,475	422,819	422,059	421,195	420,226	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)							
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)							

② 資本的収支

区 分		年 度		本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)					
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,060,760	1,213,680	1,214,620	1,367,724	911,131	896,162
		うち資本費平準化債	157,900	330,000	280,000	355,000	349,000	345,000
		2. 他 会 計 出 資 金	120,000					
		3. 他 会 計 補 助 金	197,420	170,480	50,000	50,000	50,000	50,000
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国（都道府県）補助金	238,561	218,250	161,000	142,000	95,000	95,000
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他	1						
	計 (A)	1,616,742	1,602,410	1,425,620	1,559,724	1,056,131	1,041,162	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純 計 (A)-(B) (C)	1,616,742	1,602,410	1,425,620	1,559,724	1,056,131	1,041,162	
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,099,149	1,013,328	827,360	708,724	562,091	612,462
		うち職員給与費						
		2. 企 業 債 償 還 金	972,605	1,030,241	1,196,670	1,402,295	1,040,382	958,191
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
		5. そ の 他						
計 (D)	2,071,754	2,043,569	2,024,030	2,111,019	1,602,473	1,570,653		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		455,012	441,159	598,410	551,295	546,342	529,491	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	336,378	399,632	459,494	428,198	471,520	479,222
		2. 利益剰余金処分額	64,700		81,643	74,915	35,730	6,633
		3. 繰越工事資金	53,900					
		4. そ の 他	34	41,527	57,273	48,182	39,092	43,636
計 (F)	455,012	441,159	598,410	551,295	546,342	529,491		
補填財源不足額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		15,251,841	15,381,424	15,528,957	15,494,386	15,365,135	15,303,106	

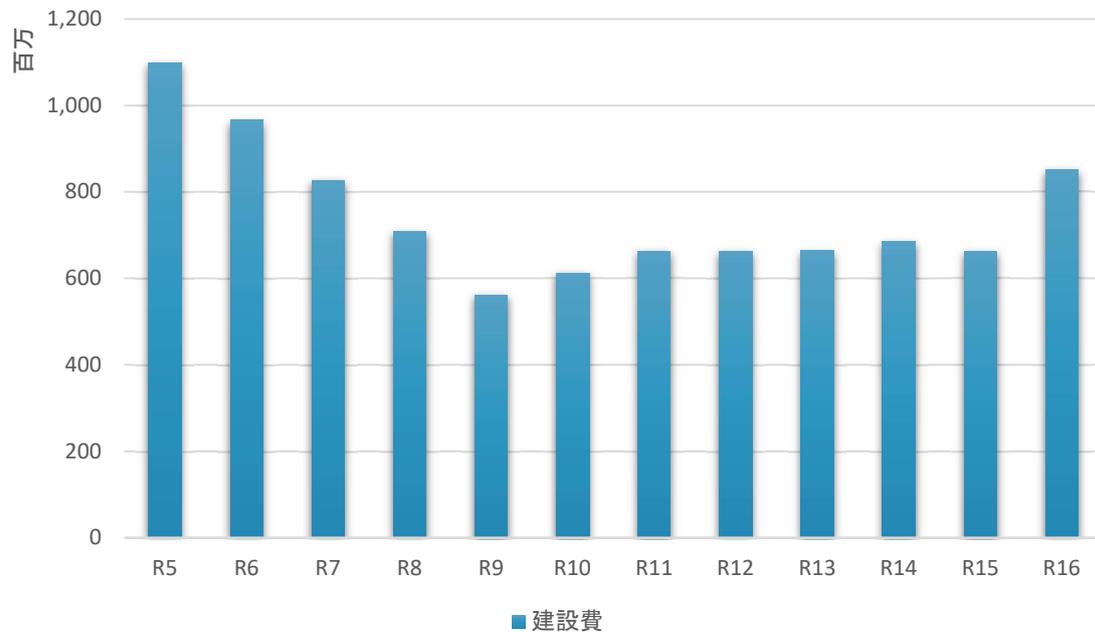
(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,056,016	1,004,509	963,775	935,625	913,573	1,069,046
	うち 資本費平準化債	270,000	342,000	335,000	310,000	310,500	245,000
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国（都道府県）補助金	95,000	95,000	95,000	116,000	93,000	81,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他						
	計 (A)	1,201,016	1,149,509	1,108,775	1,101,625	1,056,573	1,200,046
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	1,201,016	1,149,509	1,108,775	1,101,625	1,056,573	1,200,046
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	662,836	663,215	663,597	684,983	662,373	850,766
	うち 職員給与費						
	2. 企 業 債 償 還 金	1,069,452	1,016,122	971,722	939,915	915,424	879,602
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
5. そ の 他							
計 (D)	1,732,288	1,679,337	1,635,319	1,624,898	1,577,797	1,730,368	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		531,272	529,828	526,544	523,273	521,224	530,322
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	480,110	479,597	478,081	474,670	472,446	463,486
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	2,980	2,049	282	422	596	472
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	48,182	48,182	48,181	48,181	48,182	66,364
計 (F)	531,272	529,828	526,544	523,273	521,224	530,322	
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		15,289,670	15,278,057	15,270,109	15,265,819	15,263,967	15,453,412

2. 策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

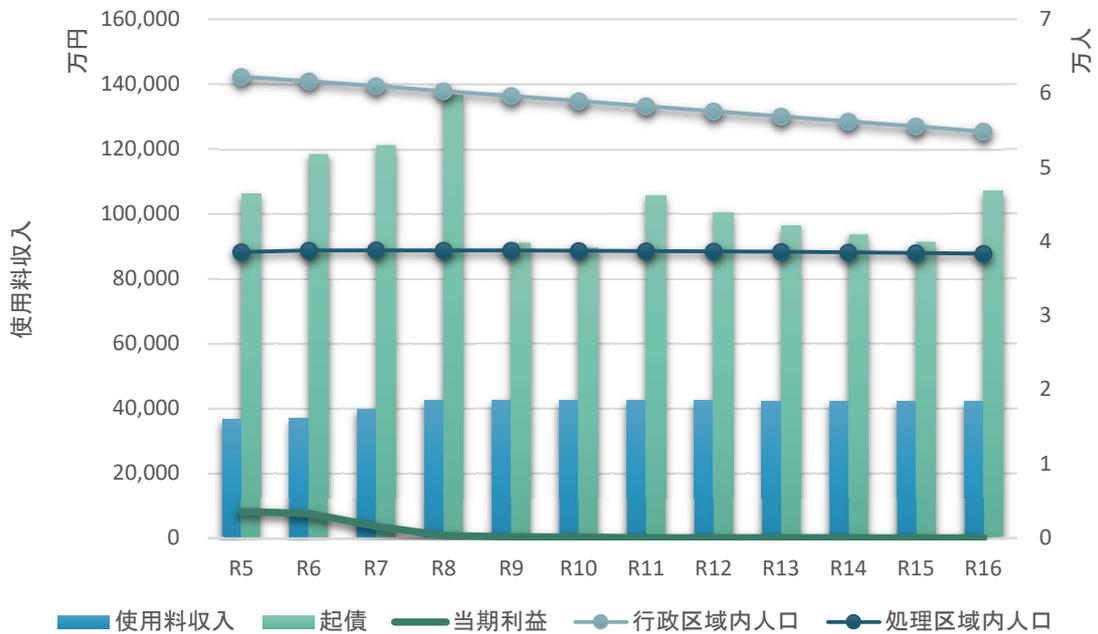
策定にあたっては、整備計画や優先度を考慮し、財源とのバランスを勘案したうえで、年度あたりに実施可能な工事金額を試算しています。また長期的な更新投資費用につきましては、ストックマネジメント基本計画を参考に試算しています。



説明 ・ 目標	投資の目標に関する事項	経営方針に基づき、下水道の新規整備を進めてまいります。
	管きよ・処理場等の建設・更新に関する事項	令和17年度までは新規整備工事を進める計画となっています。その後は小規模な工事や老朽化に伴う更新を進めてまいります。
	広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、流域下水道に接続しています。広域化等について検討はしておりますが、具体的な計画はございません。
	投資の平準化に関する事項	汚水処理基本構想やストックマネジメント基本計画により平準化していますが、人口減少を踏まえた施設や老朽化状況などの把握により、計画的に進めてまいります。
	民間の活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	ウォーターPPP等について検討はしておりますが、具体的な計画はございません。
	防災・安全対策に関する事項	30年を経過した管きよの老朽化調査や雨水処理施設の更新による浸水対策等を行ってまいります。
	その他	なし

② 収支計画のうち財源についての説明

処理区域内人口の増減に比例して、料金収入を見積もっています。起債については汚水処理基本構想などに基づき、国庫補助金等の財源で不足する部分を見積計上しています。



説明 ・ 目標	財源の目標に関する事項	普及率は増加しますが、人口は減少していくため、当面の料金収入は、ほぼ横ばいを見込んでいますが長期的には減少していく見込みです。
	使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項	令和7年10月の改定後も、サービスを維持するため使用料水準の見直しを定期的に行ってまいります。
	企業債に関する事項	現状、普及率向上のため、増加傾向にありますが、将来世代負担を考慮した企業債残高を検討する必要があります。
	繰入金に関する事項	料金収入の改定や経費の削減により、出来る限り公営企業として独立採算に近づけるよう検討しています。
	資産の有効活用に関する事項	該当資産なし
	その他	資本費平準化債等を活用しながら、資金繰りの安定化に努めてまいります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、基本的に過去3年の平均額により試算しています。

説明 ・ 目標	民間の活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	委託等について検討はしておりますが、具体的な計画はございません。
	職員給与に関する事項	人事院勧告の動向を反映し、一定の上昇を見込んでいます。
	動力費に関する事項	近年の消費者物価指数の上昇の動向を反映し、一定の物価高騰を見込んでいます。
	薬品費に関する事項	
	修繕費に関する事項	
	委託費に関する事項	
	その他	

平成29年度より地方公営企業法の財務規定を適用したことにより、より株式会社等の企業会計に近い損益計算の考え方や複式簿記を採用したことから、今後は下水道事業の経営状況や財政状態をより明確に把握し、具体的な数値目標の設定や経営基盤の強化に役立ててまいります。

3. 未反映の取組みや今後検討予定の取組み

取組みはまだ具体化していませんが、人口減少や施設の老朽化等に対応するため、「奈良県汚水処理構想」など奈良県との連携や近隣自治体との協議等により継続的なサービスの実施に向けて検討してまいります。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	「奈良県汚水処理事業広域化・共同化計画」に参加し、汚水処理事業の効率化・持続可能な事業運営を検討しています。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント基本計画に基づく、ストックマネジメント計画や管きよ更新計画等の作成を行ない、計画に沿った改築・更新を進めてまいります。
民間活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	国土交通省より「ウォーターPPP(官民連携、管理・更新一体マネジメント方式)」が推進されており、今後、国からの補助金の要件とされることから検討を進めてまいります。
その他の取組	現時点ではございません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	国土交通省より、5年毎の料金の見直しや経費回収率の適正化、今後の更新のための資産維持費の確保等を要請されており、下水道サービス維持のため定期的に見直しを行ってまいります。
資産活用による収入増加	現時点ではございません。
その他の取組	現時点ではございません。

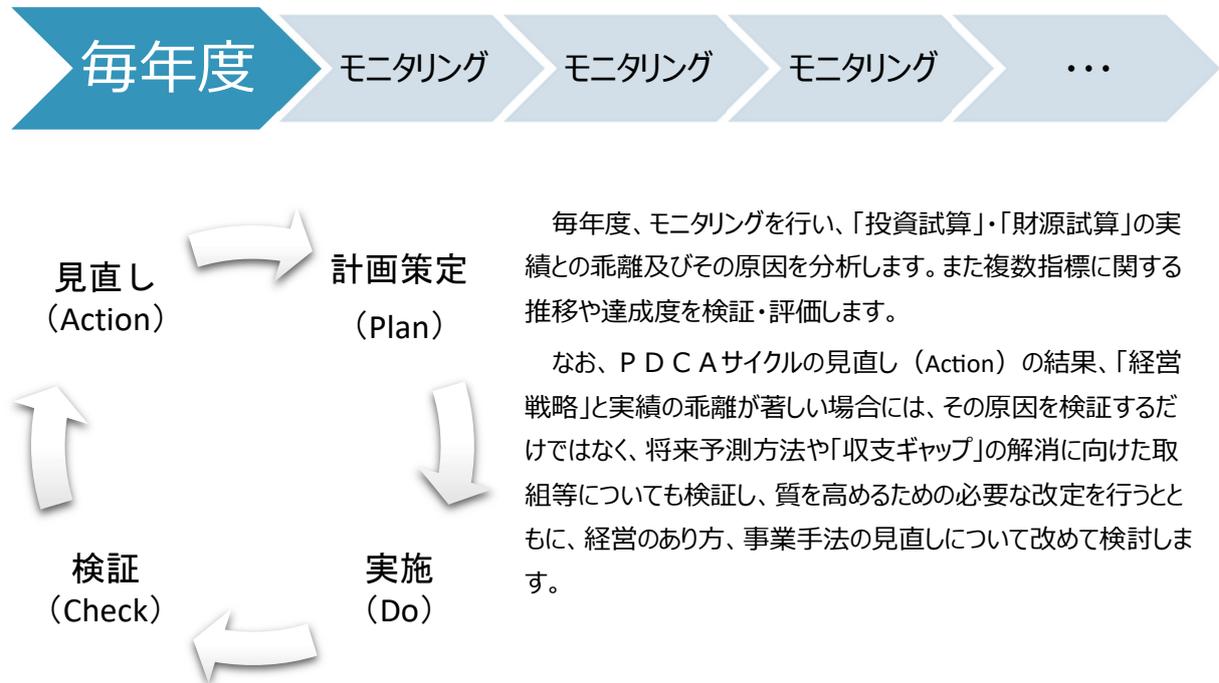
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定 管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点ではございません。
職員給与費に関する事項	現状通り
動力費に関する事項	該当ございません
薬品費に関する事項	該当ございません
修繕費に関する事項	ストックマネジメント基本計画に基づき、修繕計画の検討を行ってまいります。
委託費に関する事項	将来的には人員の確保や技術力の維持を検討して、外部委託等の検討を行ってまいります。
その他の取組	現時点ではございません。

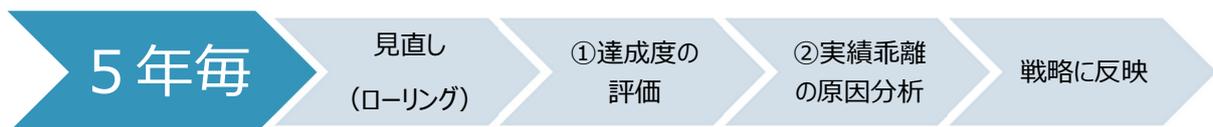
現在、未検討事項が多々ございますが、経営戦略のさらなる分析やモニタリングを行いながら、必要な施策を実施してまいります。

第7章 経営戦略の事後検証、改定等

1. 進捗管理（モニタリング）の考え方



2. 見直し（ローリング）の考え方



策定した経営戦略は、5年に一度ローリングを行い、当初策定時からの時間経過に伴い変動する、地域の人口動向などサービス需要に影響する要素の変動状況、賃金や物価の上下動などの基礎的な社会経済情報の変化、ストックマネジメント等の取組の充実、根拠法令の改正その他の制度改正の状況などの要素を踏まえながら、戦略の修正を行います。また「経営戦略」の目標が十分に達成できなかった場合には、投資の再検討と平行して新たな知見や新技術の導入、多様な手段によるサービス供給など、新たな発想で取り組むべき方策を検討します。

第8章 参考資料

1. 用語集

① 公営企業

◆ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。

事業例：上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発（港湾、宅地造成等）、観光（国民宿舎、有料道路等）

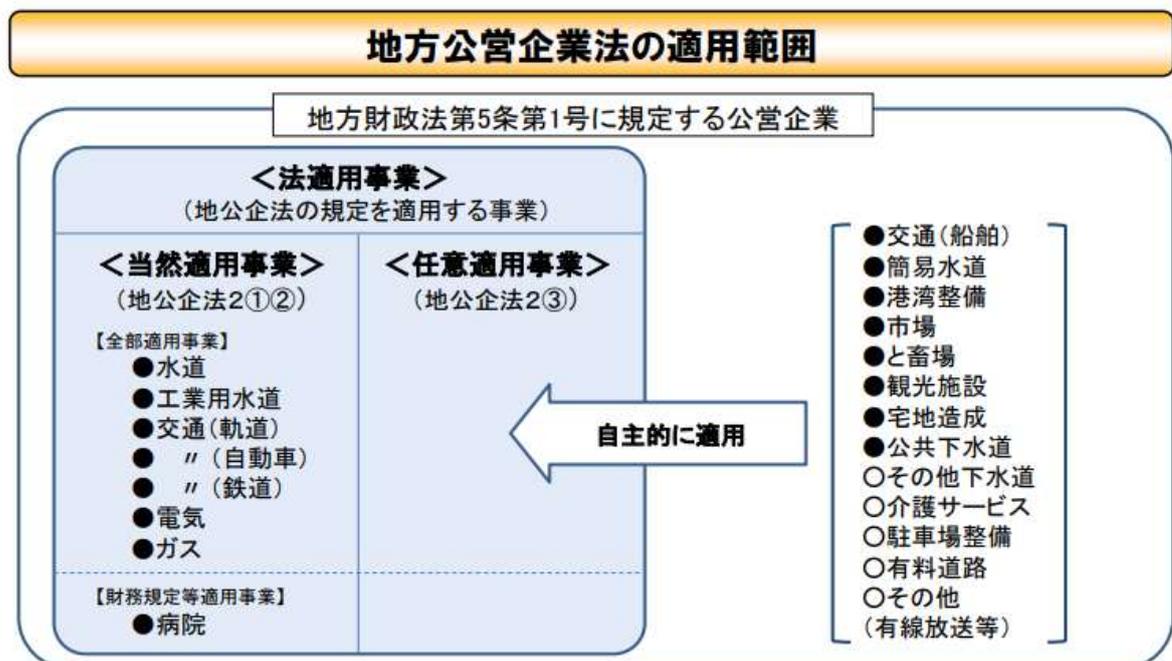
◆ 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

② 法適用・法非適用

地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を「法適用事業」、適用していない事業を「法非適用事業」という。

法適用事業には、当然に同法の規定の全ての適用が求められる事業（水道事業等）、財務規定等の適用が当然に求められる事業（病院事業）、条例の定めるところにより、同法の規定の全部又は一部を適用することとされた事業（下水道事業等）がある。

法適用事業においては、発生主義に基づく企業会計で処理され、法非適用事業においては官庁会計で処理される。



※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業。

※ 公営企業のうち、法適用企業は3,301事業、法非適用事業は5,097事業となっている。(平成29年度)

◎ 地方公共団体では、法非適用事業に地方公営企業会計を自主的に適用することが望まれる。

③ 特別会計

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に経理される会計をいう。地方公営企業法が適用される公営企業においては、事業ごとにその経営成績及び財務状況を明らかにして経営すべきものであるため、その経理を特別会計を設けて行うのが原則とされている。

④ 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。（下水道法第2条第3号）

⑤ 流域下水道

専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの（下水道法第2条第4号イ）、又は公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの（下水道法第2条第4号ロ）をいう。

⑥ 社人研（国立社会保障・人口問題研究所）

継続する少子・高齢化や経済成長の鈍化により、人口と社会保障との関連は以前に比べて密接となり、両者の相互関係を総合的に解明することが必要となってきたこと、また時代に応じた厚生科学研究の体制を整備するため、厚生省試験研究機関の再編成を検討すると同時に、特殊法人の整理合理化という社会的要請を受けて、平成8年（1996年）12月、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合により、国立社会保障・人口問題研究所が設立されました。

国立社会保障・人口問題研究所は、国の社会保障制度の中・長期計画ならびに各種施策立案の基礎資料として、人口と世帯に関する将来推計を全国と地域単位で実施し、「日本の将来推計人口」、「日本の地域別将来推計人口」、ならびに「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」として公表しています。

⑦ 公営企業繰出金（他会計繰入金）

地方公営企業の経費のうち①経費の性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、②当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費で政令で定めるものは、一般会計等において負担することとされている。この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

⑧ 収益的収入及び支出（3条予算）

サービスの対価としての料金収入と、サービスの提供に要する支出からなっている。年度内の企業活動により予定される収益とそれに対応する費用が現金の出入りがあるかないかに拘らず計上される。地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第3条に示されているところから、一般に3条予算と呼ばれている。

⑨ 補填財源

資本的収入が資本的支出に不足する場合、企業内部に留保している資金により不足分の財源を補てんしなければならない。その不足する財源に充てられる内部留保資金を補填財源という。減価償却費等現金支出を伴わない費用によって企業内に留保される資金が挙げられる。

⑩ 資本的収入・支出（4条予算）

公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出からなっている。原則として現金の動きを伴

うもののみが計上される。地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第4条に示されているところから、一般に4条予算と呼ばれている。

⑪ 建設改良費

固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費。

⑫ 企業債

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債。

⑬ スtockマネジメント

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

⑭ PPP/PFIなどの民間活用

民間活用によるパターンは、所有権・運営権などにより様々です。

- PPP（Public private partnership：公民連携＝公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。
- PFI（Private Finance Initiative）＝民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行うスキーム

【民間活用のパターン一覧】

手法		資金調達	設計/建設	施設所有 (運営時)	運営	財政負担
公設公営(一部業務委託)		公	公	公	公中心	あり(全面的)
公設民営	指定管理者等	公	公	公	民中心	あり
	DBO	公	民	公	民中心 (施設次第)	あり
民設公営	定期借地権活用型PPP	民	民	民	公中心	あり
PFI(民設民営)	延払型・サービス購入型	民	民	公(BTO)	公中心	あり(全面的)
	混合型・独立採算型	民	民	民→公(BOT)	民による経営	混合型はあり
	コンセッション (混合型・独立採算型)	民	民	公 (民は運営権)	民による経営	混合型はあり
PPP	BOT方式	民	民	民(→公)	民による経営	なし
	事業譲渡方式 (現物出資方式)	民	公からの譲渡	民	民による経営	なし

2. 財務指標

経営比較分析表の指標について、総務省の説明の抜粋です。

1. 経営の健全性・効率性

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
①経常収支比率（％）	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	
①収益的収支比率（％）		$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$

【指標の意味】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要である。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

また、経常収益（総収益）について、使用料以外の収入に依存している場合は、経費回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要がある。

一方、当該指標が100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に、右肩上がりでも100%に近づいていけば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえ、今後も改善傾向を続けていく観点から分析する必要があると考えられる。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
②累積欠損金比率（％）	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	

【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められる。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が0%の場合であっても、使用料収入が減少傾向にある場合や維持管理費が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり数値が高くなるのが想定されるが、このような場合も、使用料収入の増加が見込めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
③流動比率（％）	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要である。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が100%を上回っている場合であっても、現金といった流動資産が減少傾向にある場合や一時借入金といった流動負債が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

また、当該指標が100%未満であっても、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債・他会計借入金等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還・返済の原資を使用料収入等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえた分析が必要であると考えられる。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
④企業債残高対事業規模比率（％）	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$

【指標の意味】

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、投資規模は適切か、使用料水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられる。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
⑤経費回収率（％）	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

【分析の考え方】

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要である。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

分析に当たっての留意点としては、経常収支比率と同様に、例えば、当該指標が100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり、当該指標が100%未満となる場合が想定されるが、このような場合も、使用料収入の増加が見込めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
⑥汚水処理原価（円）	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$

【指標の意味】

有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

また、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や汚水処理費の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要がある。また、分析及び統計を元に、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要である。

分析に当たっての留意点として、供用開始後間もない事業は接続率が低く、有収水量が過小となり、高い数値を示す場合が多い。また、地理的要因等によって、構造上汚水処理費が高くなることも想定されるが、このような場合には、より最適な処理方法を検討し実施するといった経営改善が必要である。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
⑦施設利用率（%）	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$

【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスベックとなっていないかといった分析が必要である。

分析に当たっての留意点として、当該指標は、1日に施設に汚水を処理した平均値を用いていることから、当該団体の特有の事情により、季節によって処理量に大きな変動があり得るため、最大稼働率と併せて分析して適切な施設規模となっているか分析する必要があると考えられる。

数値が低く、施設が遊休状態又は過大なスペックとなっている場合には、計画処理能力、施設の耐用年数等を踏まえ、必要に応じて、近隣施設（他団体の施設を含む。）との統廃合等を行い、適切な施設規模を維持する必要がある。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
⑧水洗化率（％）	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

分析に当たっての留意点としては、当該指標の向上を図るため、新たに管渠を整備することが、地理的要因等により整備に係る費用が増大するため、費用対効果を検証し、将来の見込みも踏まえた分析が必要である。

2. 老朽化の状況

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
①有形固定資産減価償却率（％）	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す指標である管渠老朽化率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
②管渠老朽化率（％）	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。

【分析の考え方】

当該指標は、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や、今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができる。数値が低い場合であっても、将来的には耐用年数に達することから、改築・更新時期を迎える管渠が増加すること等が考えられるため、設備の回復・予防保全のための修繕や事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要がある。

また、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
③管渠改善率（％）	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、数値が2％の場合、全ての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できる。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められる。

また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

2025-2034



奈良県大和高田市
下水道事業